

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年 3 月 6 日
【計算期間】	アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース 第17特定期間 アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース 第17特定期間 アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド） 第17期 （自 平成30年 6 月22日 至 平成30年12月21日）
【ファンド名】	アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド） 以下、上記ファンドを総称して、「アジア・ハイ・インカム・ファンド」 または「各ファンド」といいます。また、上記ファンドを総称して、また はそれぞれを「当ファンド」または「ファンド」といい、必要に応じて各 ファンドを以下のように表示することがあります。 アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース ：アジア3通貨コース アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース ：円コース アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド） ：マネープールファンド なお、「アジア3通貨コース」および「円コース」を総称して、「各コー ス」という場合があります。 【発行者名】 大和住銀投信投資顧問株式会社 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 後藤 正明 【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 【事務連絡者氏名】 植松 克彦 【連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 【電話番号】 03-6205-0200 【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

[各コース]

当ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて、米ドル建てのアジアの高利回りの債券（事業債、ソブリン債など）を中心に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

[マネーボールファンド]

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<属性区分表>

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	欧州	ファミリーファン ド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 商品分類表 >

アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	---------------------

単位型	国 内	株 式
		債 券
追加型	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 属性区分表 >

アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	欧州	ファミリーファン ド	あり (フルヘッジ)
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年12回（毎月）...目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 商品分類表 >

アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 属性区分表 >

アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式	年 1 回	グローバル	
一般			
大型株	年 2 回	日本	
中小型株			
	年 4 回	北米	
債券			ファミリーファンド
一般	年 6 回	欧州	
公債	（ 隔月 ）		
社債		アジア	
その他債券	年12回		
クレジット属性	（ 毎月 ）	オセアニア	
（ ）			
	日々	中南米	
不動産投信			ファンド・オブ・ファンズ
	その他	アフリカ	
その他資産	（ ）		
（投資信託証券		中近東	
（債券 一般））		（中東）	
資産複合		エマージング	
（ ）			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年 2 回...目論見書又は投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色



各コースは、主として投資信託証券への投資を通じて、米ドル建てのアジアの高利回りの債券（事業債、ソブリン債など）を中心に投資することにより、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

- ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「ピムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンド(PIMCO Asia High Income Bond Fund)」と国内籍の親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

※ピムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンドの運用はパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(PIMCO)(所在地：米国カリフォルニア州ニューポートビーチ)が行い、主に米ドル建てのアジア地域の債券を投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

※ピムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンドにおいて米ドル以外の通貨建ての資産へ投資する場合は、原則として当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行います。一部、アジア地域以外の債券等へ投資する場合があります。

※キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの運用は大和住銀投信投資顧問が行い、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指します。

- 外国投資信託証券への投資比率は、原則として高位を保ちます(当ファンドの信託期間が終了する数ヵ月前からは、キャッシュの保有比率を高めることがあります。また、ファンドの資産規模等によっては、投資比率は高位にならない場合があります。)
- 各コースの運用の指図にかかる権限の一部を、ピムコジャパンリミテッドへ委託します。

ピムコジャパンリミテッドの概要

- ・ピムコジャパンリミテッドは、世界有数の資産運用グループであるPIMCOグループのグローバル拠点の1つとして1997年に設立されました。(所在地：東京都港区)

PIMCOの概要

- ・パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(PIMCO)は、米国カリフォルニア州ニューポートビーチを本拠とした世界最大級の債券運用残高を有する運用会社です。

- ◆ マネープールファンド
- キャッシュ・マネジメント・マザーファンドへの投資を通じて、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
- マネープールファンドのお買付は、各コースからスイッチングした場合に限定します。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

特色

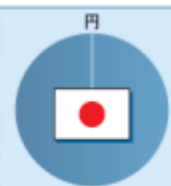
2

為替取引手法の異なる2つのファンドとマネープールファンドがあり、各ファンド間でのスイッチングが可能です。

- 各コースが投資対象とする外国投資信託証券において、米ドル売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。

アジア3通貨コース**取引対象通貨**中国元、インドルピー、
インドネシアルピア**投資対象**原則として、実質米ドル建て資産を対
中国、インド、インドネシアの各通貨
で為替取引を行う外国投資信託証
券に投資します。**円コース****取引対象通貨**

円

投資対象原則として、実質米ドル建て資産を対
円で為替取引を行う外国投資信託
証券に投資します。

- 外国投資信託証券において行われる為替取引とは、「保有外貨建資産の通貨（投資する米ドル建て以外の外貨建資産は、原則として当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行いますので、保有外貨建資産は実質米ドル建てとなります。）の売りと取引対象通貨の買いの為替予約取引等」を行うものであり、円と各取引対象通貨の為替リスクがあります。
- アジア3通貨コースの通貨配分は、概ね中国元20%程度、インドルピー40%程度、インドネシアルピア40%程度とすることを基本とします（ただし、投資環境や資金動向および為替の変動等により、実質的な通貨配分が上記の配分から大きく乖離する場合があります。）。したがって、円と取引対象通貨配分に応じた為替リスクがあります。また、将来、上記の配分は見直される場合があります。
- 円コースでは、原則として米ドル売り、円買いの為替取引を行い為替リスクの低減に努めますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。アジア3通貨コースにおいても、取引対象通貨で完全に為替取引を行うことができないため、円に対する外貨建資産（原則米ドル建て）の為替リスクは残ります。
- マネープールファンドのお買付は、各コースからスイッチングした場合に限定します。

※各ファンドのお取扱い、スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

特色

3

各コースは、毎月の決算時に収益の分配を目指します。

- 各コースの決算日は毎月の21日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- マネープールファンドの決算日は、毎年6月、12月の21日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- 収益分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配のイメージ**各コース**

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

分配 分配 分配 分配 分配 分配 分配 分配 分配 分配 分配 分配

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

下記は投資信託における「収益分配金に関する留意事項」を説明するものであり、当ファンドの分配金額や基準価額を示すものではありません。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

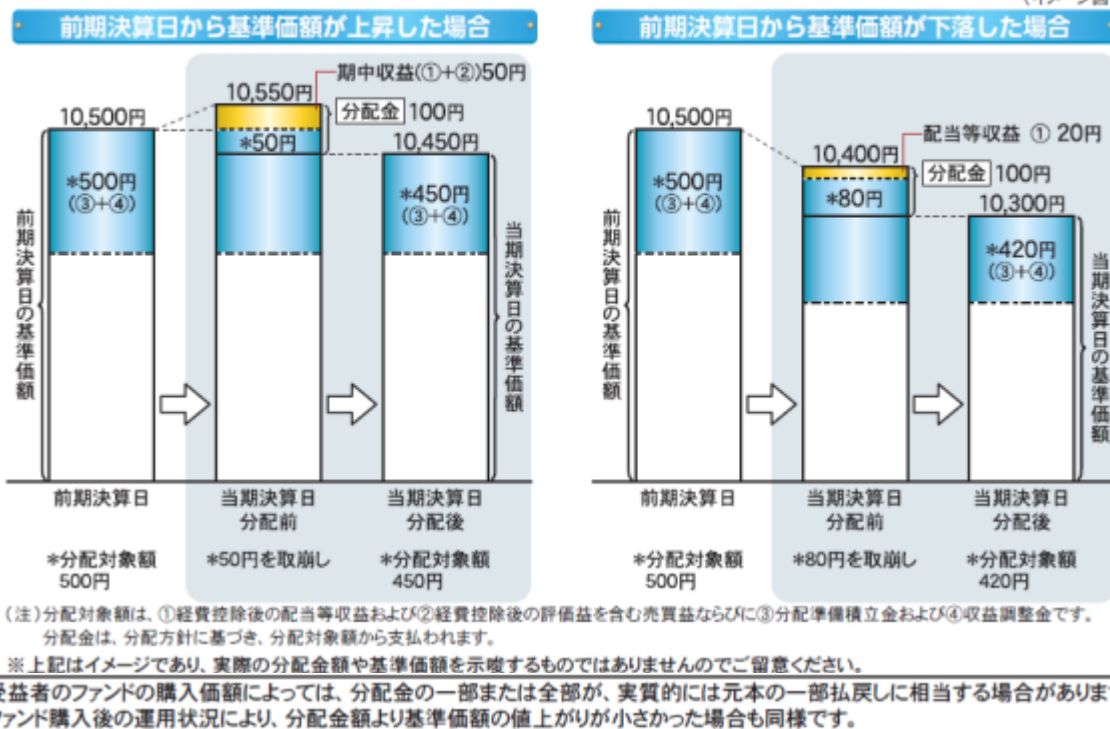
**投資信託で分配金が
支払われるイメージ**

(イメージ図)

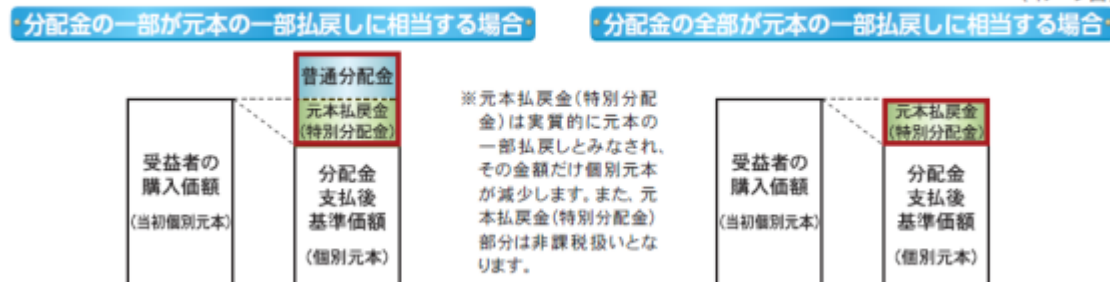
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金が計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

(イメージ図)



(イメージ図)



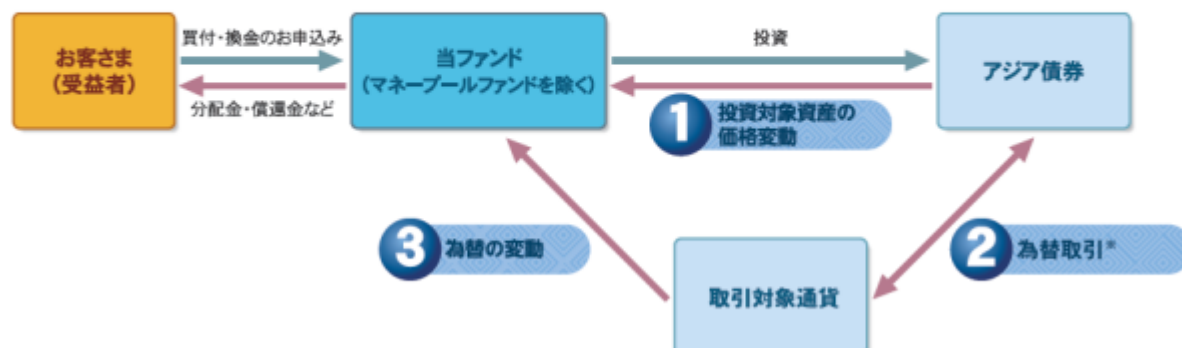
普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

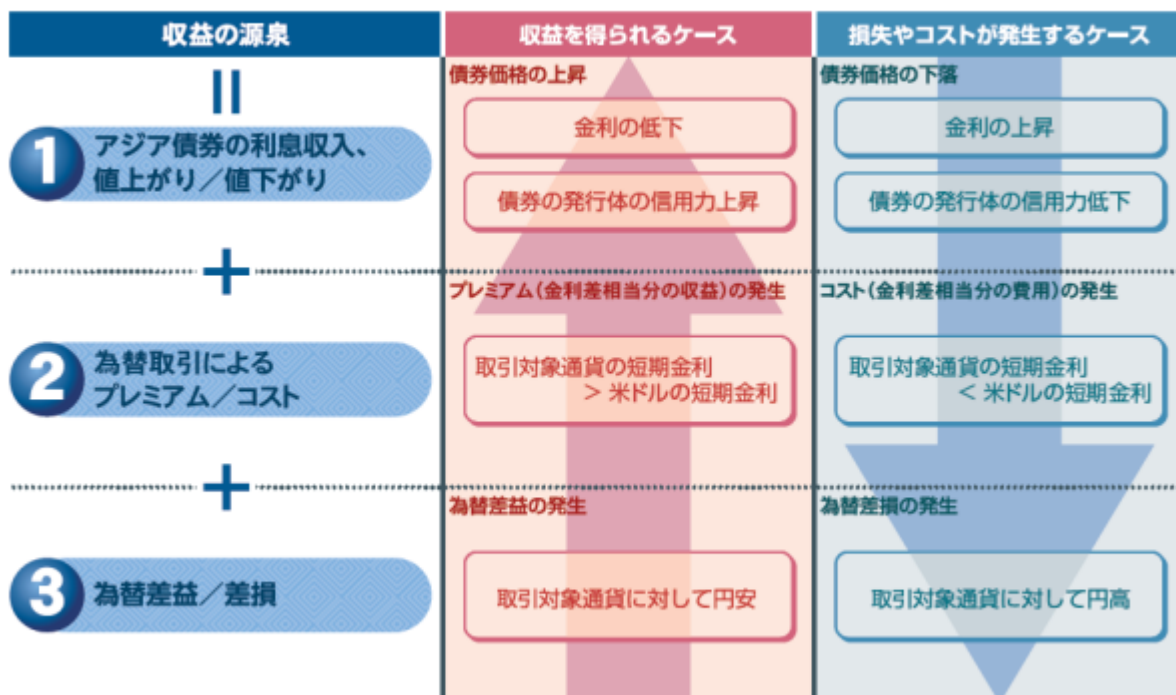
- 当ファンド(マネーパールファンドを除く)は主に米ドル建てのアジアの高利回りの債券への投資に加えて、為替取引を活用して運用を行うよう設計された投資信託です。

当ファンド(マネーパールファンドを除く)のイメージ図



※取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

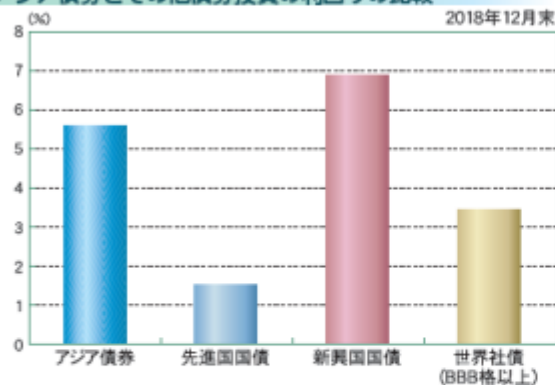
- 当ファンド(マネープールファンドを除く)の収益の源泉は以下の3つの要素が挙げられます。
これらの収益の源泉に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



※円コースは、原則として対円での為替取引を行い為替変動リスクの低減に努めます。
※過去の事実から見た一般的な傾向を表したものであり、上図のとおりにならない場合があります。

1 アジア債券について

アジア債券とその他債券投資の利回りの比較



(出所) 各種データをもとに大和住銀投信投資顧問作成。

※アジア債券：JPモルガン・アジア・クレジット・インデックス、先進国国債：FTSE世界国債インデックス、新興国国債：JPモルガン・EMBIグローバル・ダイバーシファイド、世界社債 (BBB格以上)：ICE BofA メリルリンチ・グローバル・コーポレート・インデックス。

※ICE BofA メリルリンチ・グローバル・コーポレート・インデックスは、ICE Data Indices, LLC. の関係会社 (ICE Data) 及び/又はその第三者サブライヤーの財産であり、大和住銀投信投資顧問株式会社による使用のためにライセンスされています。ICE Data 及びその第三者サブライヤーは、その使用に関して一切の責任を負いません。

※上記は過去のデータであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

アジア債券インデックスの推移



(出所) 各種データをもとに大和住銀投信投資顧問作成。

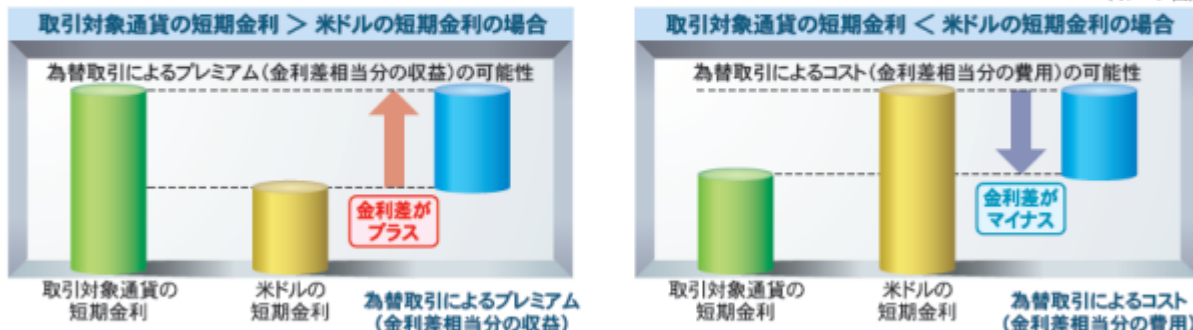
※アジア債券インデックス：JPモルガン・アジア・クレジット・インデックス。

2 為替取引によるプレミアム／コストについて

一般的に、米ドルを売って米ドルより高い金利の通貨を買う為替取引を行った場合、2通貨間の金利差を為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）として実質的に受け取ることが期待できます。反対に、米ドルを売って米ドルより低い金利の通貨を買う為替取引を行った場合は、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が生じます。また、取引対象通貨の為替変動リスク等がともないます。

為替取引を活用した収益機会のイメージ

（イメージ図）



●主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。

※NDF（ノン・デリバブル・フォワード）とは、国外に資本が流出することを規制している等の状況下にある国の通貨の為替取引を行う場合に利用する為替先渡取引の一種で、当該通貨を用いた受渡しを行わず、主要通貨による差金決済のみとする条件で行う取引をいいます。

3 主要通貨の為替レート（対円）の推移について

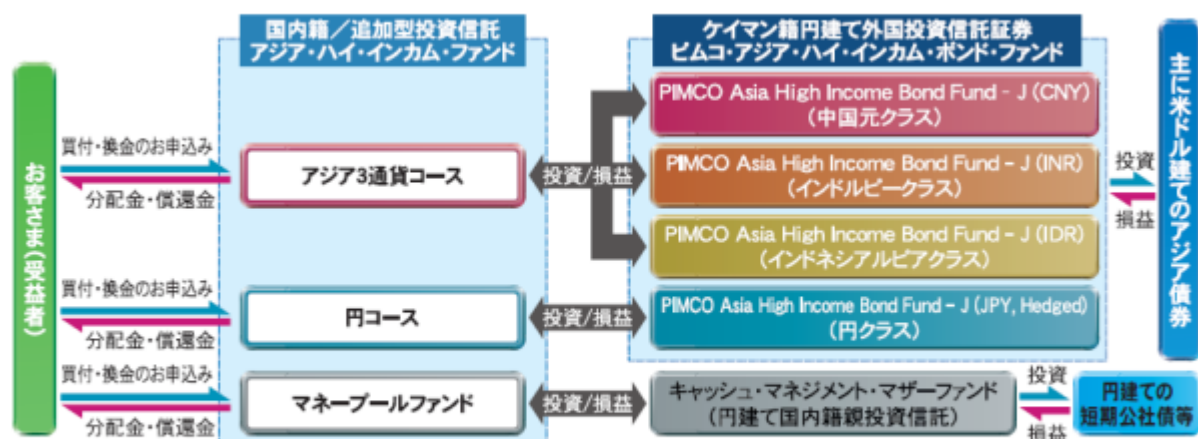
為替相場の推移（2013年12月末～2018年12月末）



（出所）各種データをもとに大和住銀投信投資顧問作成。

※上記は過去のデータであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドの仕組み



●各コースは、主に各取引対象通貨で為替取引が行われている外国投資信託証券へ投資します。また、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドにも投資します。

●マネープールファンドのお買付は、各コースからスイッチングした場合に限定します。

※各ファンドのお取扱い、スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

信託金の限度額

[各コース]

信託金の限度額は、各々につき2,500億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

[マネープールファンド]

信託金の限度額は、1兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

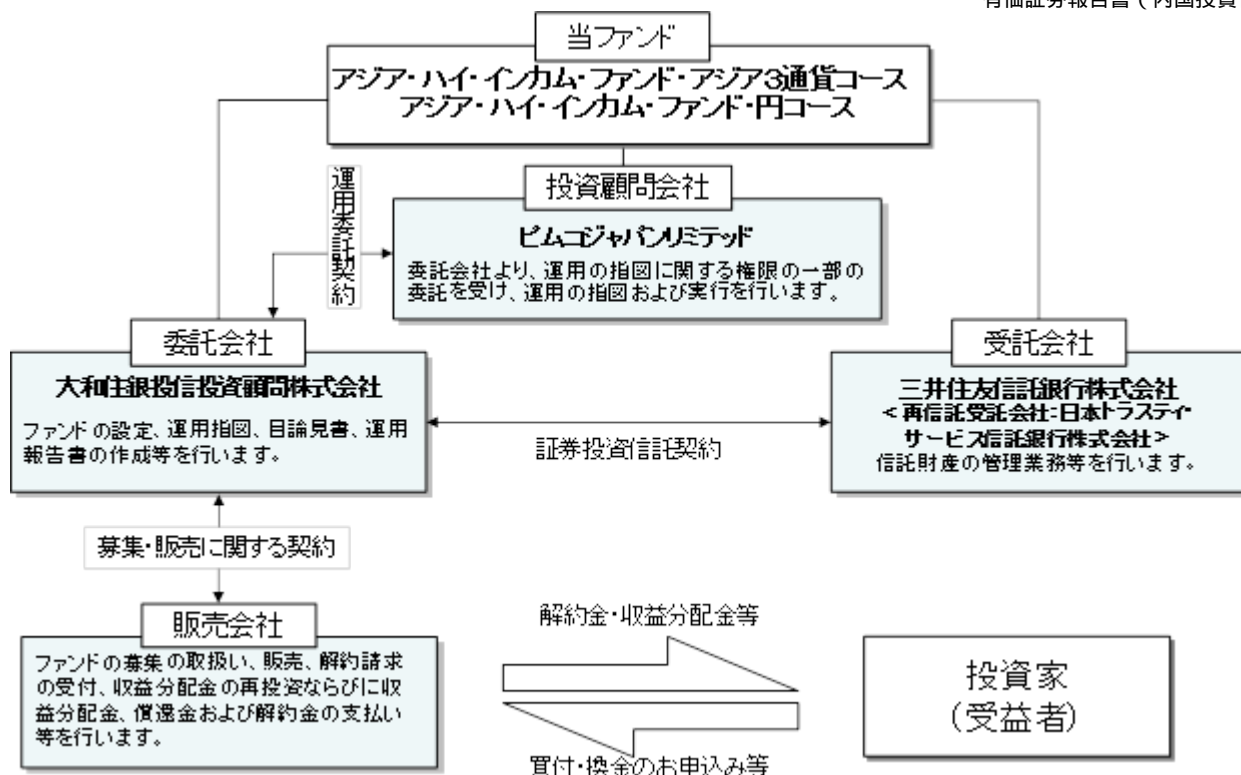
(2) 【ファンドの沿革】

2010年7月30日 信託契約締結

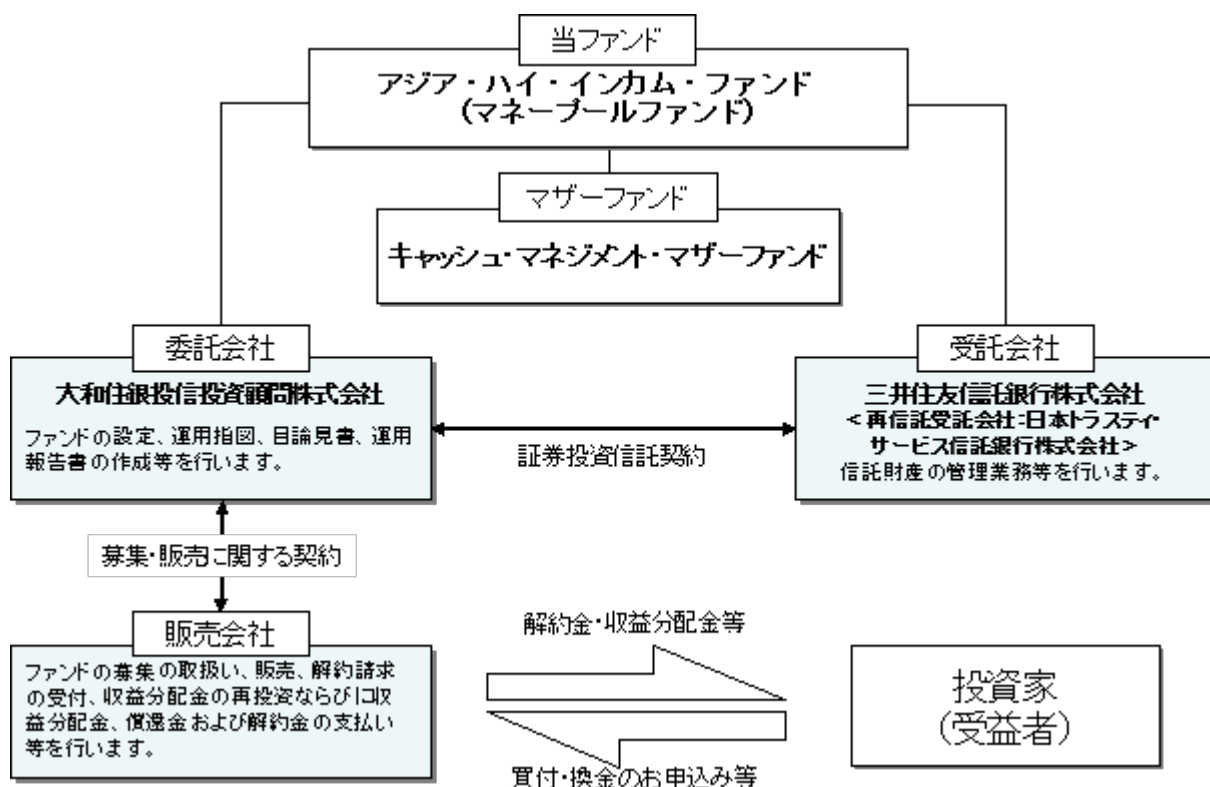
2010年7月30日 当ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

[各コース]



〔マネープールファンド〕



委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。

販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。
投資顧問会社	アジア3通貨コースおよび円コースの運用指図に関する権限等を規定した運用委託契約（投資一任契約）を締結しています。

委託会社等の概況（2018年12月末現在）

- ・資本金の額 20億円
- ・会社の沿革
 - 1973年6月1日 大和投資顧問株式会社設立
 - 1999年2月18日 証券投資信託委託業の認可取得
 - 1999年4月1日 住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内1-1-2	1,885,000	48.96
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内1-9-1 グラントウキョウ ノースタワー	1,885,000	48.96
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-1	80,000	2.08

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[アジア3通貨コース]

主に米ドル建てのアジアの高利回りの債券を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建て資産に対して、原則として米ドルの売り、中国、インド、インドネシアの各通貨の買いの為替取引を行う別に定める投資信託証券へ投資します。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンドへも投資を行います。

運用の指図にかかる権限の一部を、ピムコジャパンリミテッドへ委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

[円コース]

主に米ドル建てのアジアの高利回りの債券を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建て資産に対して、原則として米ドルの売り、円の買いの為替取引を行う別に定める投資信託証券へ投資します。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンドへも投資を行います。

運用の指図にかかる権限の一部を、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

各コースにおいて、「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託および投資法人（外国のものも含む）の、受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含む）をいいます。

アジア3通貨コース	ケイマン籍外国投資信託 PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (CNY) PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (INR) PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (IDR)
円コース	ケイマン籍外国投資信託 PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (JPY, Hedged)

〔マネープールファンド〕

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドを主要投資対象とします。なお、わが国の公社債等に直接投資する場合があります。

本邦通貨建ての公社債および短期金融商品等に実質的に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

〔各コース〕

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

〔マネープールファンド〕

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲

〔各コース〕

委託会社（信託約款に規定する委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。）は、信託金を、主として信託約款に定める投資信託証券および大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、3の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、

- 4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

〔マネープールファンド〕

委託会社は、信託金を、主として大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
 2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りします。）
 5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 6. コマーシャル・ペーパー
 7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
 8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、1から5までの証券および7の証券のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、8および9の証券を以下「投資信託証券」といいます。

その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

[各コース]

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

[マネープールファンド]

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、マネープールファンドにおいては、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要は以下の通りです。

投資信託証券の概要は、2018年12月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

<ピムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンド（PIMCO Asia High Income Bond Fund）の概要>

ファンド名	PIMCO Asia High Income Bond Fund – J (CNY)（中国元クラス） PIMCO Asia High Income Bond Fund – J (INR)（インドルピークラス） PIMCO Asia High Income Bond Fund – J (IDR)（インドネシアルピアクラス） PIMCO Asia High Income Bond Fund – J (JPY, Hedged)（円クラス）										
基本的性格	ケイマン籍 / 外国投資信託証券 / 円建て										
運用目的	主に米ドル建てのアジア地域の債券（事業債、ソブリン債等）に投資することで、高水準のインカムゲインと中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指します。										
主要投資対象	米ドル建てのアジア地域の債券を主要投資対象とします。また、外国為替予約取引等を活用します。										
投資方針	1．主に米ドル建てのアジア地域（除く日本）の債券に投資することにより、高水準のインカムゲインとキャピタルゲインの獲得を目指します。 ・ポートフォリオの平均格付けは、原則として、B - 格相当以上とします。 ・ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として、2年以上8年以内で調整します。 ・米ドル以外の通貨建ての資産への投資は、原則として取得時において、ファンドの純資産総額の20%以内とします。ただし、この場合は当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを原則とします。 ・同一発行体の債券（国債、政府保証債等を除く。）への投資割合は、原則として取得時において、ファンドの純資産総額の10%以内とします。 ・同一国の国債、政府保証債等への投資割合は、原則として取得時において、ファンドの純資産総額の40%以内とします。 ・一部、アジア地域以外の債券等に投資する場合があります。この場合の投資割合は、原則として取得時において、ファンドの純資産総額の10%以内とします（キャッシュ運用目的を除く。）。 ・実質的にアジア地域の債券へ投資する仕組債等に投資する場合があります。 2．各クラスにおいて、組入れ資産の米ドル建て資産に対して以下の為替取引が行われます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>クラス</th><th>為替予約取引等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J (CNY)</td><td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、中国元買いを行います。</td></tr> <tr> <td>J (INR)</td><td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、インドルピー買いを行います。</td></tr> <tr> <td>J (IDR)</td><td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、インドネシアルピア買いを行います。</td></tr> <tr> <td>J (JPY, Hedged)</td><td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いを行います。</td></tr> </tbody> </table> 3．資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。	クラス	為替予約取引等	J (CNY)	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、中国元買いを行います。	J (INR)	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、インドルピー買いを行います。	J (IDR)	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、インドネシアルピア買いを行います。	J (JPY, Hedged)	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いを行います。
クラス	為替予約取引等										
J (CNY)	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、中国元買いを行います。										
J (INR)	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、インドルピー買いを行います。										
J (IDR)	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、インドネシアルピア買いを行います。										
J (JPY, Hedged)	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いを行います。										
主な投資制限	・株式への投資割合は、転換社債等の転換等により取得した場合に限りファンドの純資産総額の5%以内とします。 ・転換社債への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の25%以内とします。 ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。 ・ファンドの純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 ・流動性のない資産（ファンドが時価評価した金額とほぼ同金額で7日以内に処分できない証券）への投資は、ファンドの純資産総額の10%以内とします。										
運用開始日	2010年7月30日										
収益の分配	原則毎月行います。										
申込手数料	かかりません。										
信託報酬	かかりません。										
その他費用	信託財産にかかる租税、組入る有価証券の売買時にかかる売買委託手数料、有価証券取引にかかる手数料、先物・オプション取引等に要する費用などはファンドから負担されます。										
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（PIMCO） （所在地：米国カリフォルニア州ニューポートビーチ）										

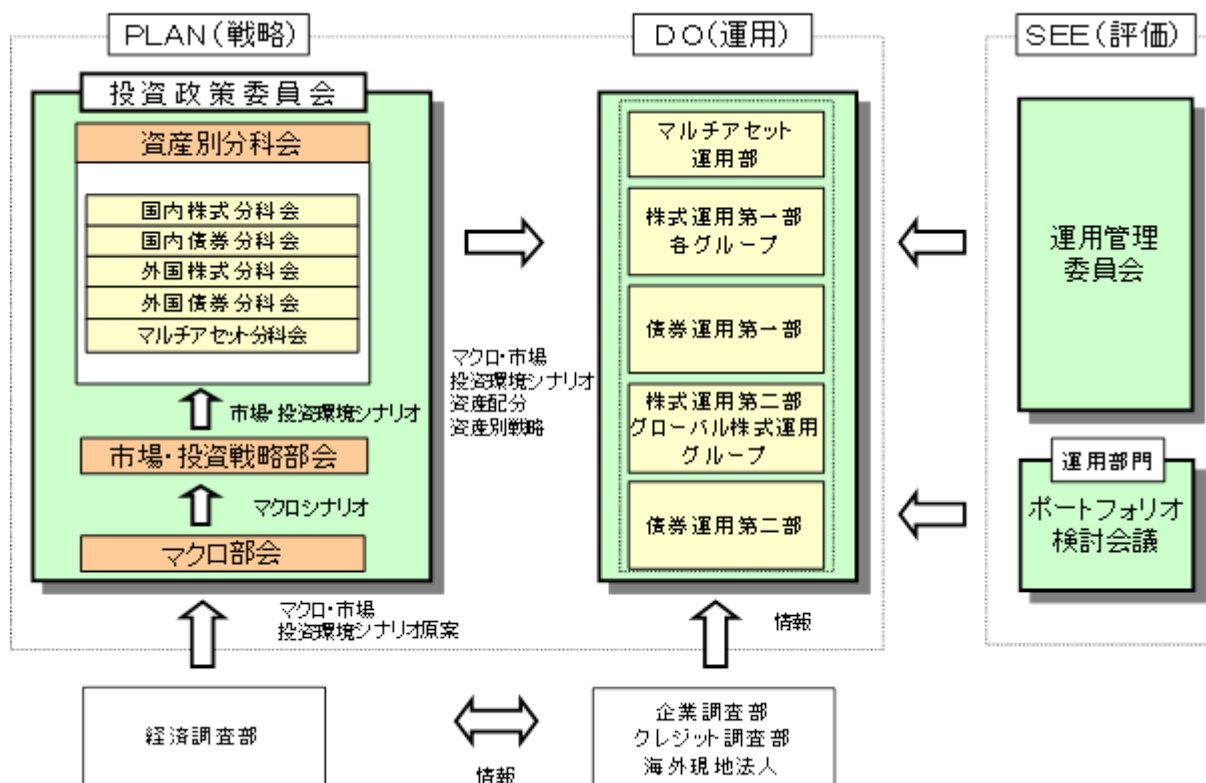
PIMCOにおける運用プロセス

- ・年に1度の長期経済予測会議において長期的傾向（人口動態、政治的要因など）の評価・分析を行い、向こう3-5年の見通しを策定します。
- ・四半期毎の短期経済予測会議において主要経済圏について向こう6-12ヵ月の経済成長率やインフレ率、短期的に市場に影響を及ぼすトレンド等についての予測・分析を行います。
- ・経済予測会議の終了後、インベストメント・コミッティーにおいてポートフォリオ戦略会議を開催し、経済予測会議で形成されたトップ・ダウンの展望と債券市場の様々なセクターを担当しているスペシャリストからのボトム・アップ情報の両方を活用しつつ、コンセンサスに基づいて国別配分、通貨配分、デュレーション、イールドカーブ、セクター配分および信用分析を含むポートフォリオの構成とリスク特性のターゲットを決定し、投資テーマを策定します。
- ・各運用チームの戦略会議にてより詳細なモデルポートフォリオを構築します。
- ・個別銘柄選択に関しては、各セクター・スペシャリストからのボトム・アップ戦略とクレジット・アナリストのリサーチから、割高／割安分析、流動性等を勘案して決定します。

< キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの概要 >

ファンド名	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
投資信託委託会社	大和住銀投信投資顧問株式会社
受託会社 （再信託受託会社）	三井住友信託銀行株式会社 （日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。）の利用はヘッジ目的に限定しません。
設定日	2007年2月20日
信託期間	無期限
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	-
その他	-

(3) 【運用体制】



- * 当ファンドの運用体制に係る運用部門の人員数は、2018年12月末現在で約100名です。
- * 運用体制および人員数は、今後変更になる場合があります。
- * 各コースにおいては、委託会社から運用の指図にかかる権限の一部の委託を受けたビムコジャパンリミテッドが、運用委託契約やそれに付随する運用ガイドラインに従い、運用の主要部分を実行します。委託会社においては、当ファンドのモニタリング（運用ガイドラインに規定される投資制限の遵守状況のチェック、運用成果のチェック）等を行います。
- * 運用リスク管理体制についての詳細は、後述の「3 投資リスク<リスクの管理体制>」に記載しております。
- * 当社では、社内業務規程等でファンドの運用におけるファンドマネージャーの権限および責任、また信託財産の適正な運用とリスク管理を行うことを目的として運用に関する基本的事項を定めております。

(4)【分配方針】

毎決算時 に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。
- ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

各コースは毎月の21日（ただし、休業日の場合は翌営業日）、マネープールファンドは毎年6月、12月の21日（ただし、休業日の場合は翌営業日）とします。

- * 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

〔各コース〕

- イ．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

- ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

[マネープールファンド]

- イ．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

- イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して 5 営業日までに開始します。

- ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。
- ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(5) 【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

[各コース]

イ．主な投資制限

- (イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- (ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ハ)外貨建資産への直接投資は行いません。

ロ．公社債の借入れの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ．信用リスク集中回避のための投資制限

- (イ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

二．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ホ．受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

[マネープールファンド]

イ．株式への投資制限

株式への実質投資は行いません。

ロ．投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

* 信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

ハ．先物取引等の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ．スワップ取引の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ．金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ．同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転

換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ト．有価証券の貸付の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - (a)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ)前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ．公社債の空売りの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けことの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

リ．公社債の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

ヌ．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資は行いません。

ル．デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ヲ．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ワ．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

カ．受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）マザーファンドの投資方針

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

(1)運用の基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

(2)運用方法

投資対象

本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。

投資態度

イ．本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

ロ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りま。
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．国債証券
- 2．地方債証券
- 3．特別の法律により法人の発行する債券
- 4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限りま。
- 5．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6．コマーシャル・ペーパー
- 7．外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
- 8．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 9．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- 10．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
- 11．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1から5までの証券および7の証券のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4)主な投資制限

株式への投資は行いません。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

<当ファンドの有するリスク>

- 当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。
- 当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。
- 投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

< 基準価額の変動要因 >

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

[各コース]

(1) 流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(2) 金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

□ デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い（大きい）ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

(3) 信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、投資対象となる債券等の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の債券価格は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。当ファンドでは、低格付けの債券へも投資する場合がありますが、低格付けの債券は、一般的に高格付けの債券と比べて高い利回りを享受できる一方で、発行体からの元利金支払いの遅延または不履行（デフォルト）となるリスクが高いとされます。

(4) 外国証券投資のリスク

< 為替リスク >

□ アジア 3 通貨コース

当ファンドは主要投資対象とする外国投資信託証券を通じて、実質的に米ドル建て資産に対して米ドル売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受け、為替相場が取引対象通貨に対して円高方向に進んだ場合には、当ファン

ドの基準価額が下落するおそれがあります。また、取引対象通貨で完全に為替取引を行うことはできないため、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。なお、取引対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと取引対象通貨との金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のコストとなる場合があります。

□円コース

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券において、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いの為替取引を行い、為替リスクを低減することに努めます。ただし、対円で完全に為替取引を行うことはできないため、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。

また、円金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円との金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のコストとなる場合があります。

(5)カントリーリスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

新興国は、先進国と比べて経済状況が脆弱であるとされ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があります。想定される変化としては、次のようなものがあります。

- ・政治体制の変化
- ・社会不安の高まり
- ・他国との外交関係の悪化
- ・海外からの投資に対する規制
- ・海外との資金移動の規制

さらに、新興国は、先進国と比べて法制度やインフラが未発達で、情報開示の制度や習慣等が異なる場合があります。この結果、投資家の権利が迅速かつ公正に実現されず、投資資金の回収が困難になる場合や投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(6)その他のリスク

当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券で、当ファンドや当該外国投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動が発生し、当該外国投資信託証券において売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

[マネープールファンド]

(1)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(2)金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

□デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い（大きい）ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

（３）信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

（４）ファミリーファンド方式に関わる基準価額の変動について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。当ファンドや当ファンドの投資対象となるマザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<その他の留意点>

（１）為替取引に関する留意点

各コースの主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。

また、取引対象通貨によっては、為替管理規制や流動性等により為替予約取引等ができなくなる場合や、金額が制限される場合があります。

アジア３通貨コースでは、投資環境や資金動向および為替の変動等により、実質的な通貨配分が基本配分から大きく乖離する場合があります。

（２）繰上償還について

各コースが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、当該ファンドは繰上償還されます。

また、アジア・ハイ・インカム・ファンド全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合、および当ファンドの目的に合った運用を継続することができない事態となった場合等には、繰上償還されることがあります。

（３）換金請求の受付に関する留意点

〔各コース〕

取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することおよびすでに受付けたご換金の受付を取消することがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

〔マネーボールファンド〕

取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

（４）クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(5)法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

(6)その他

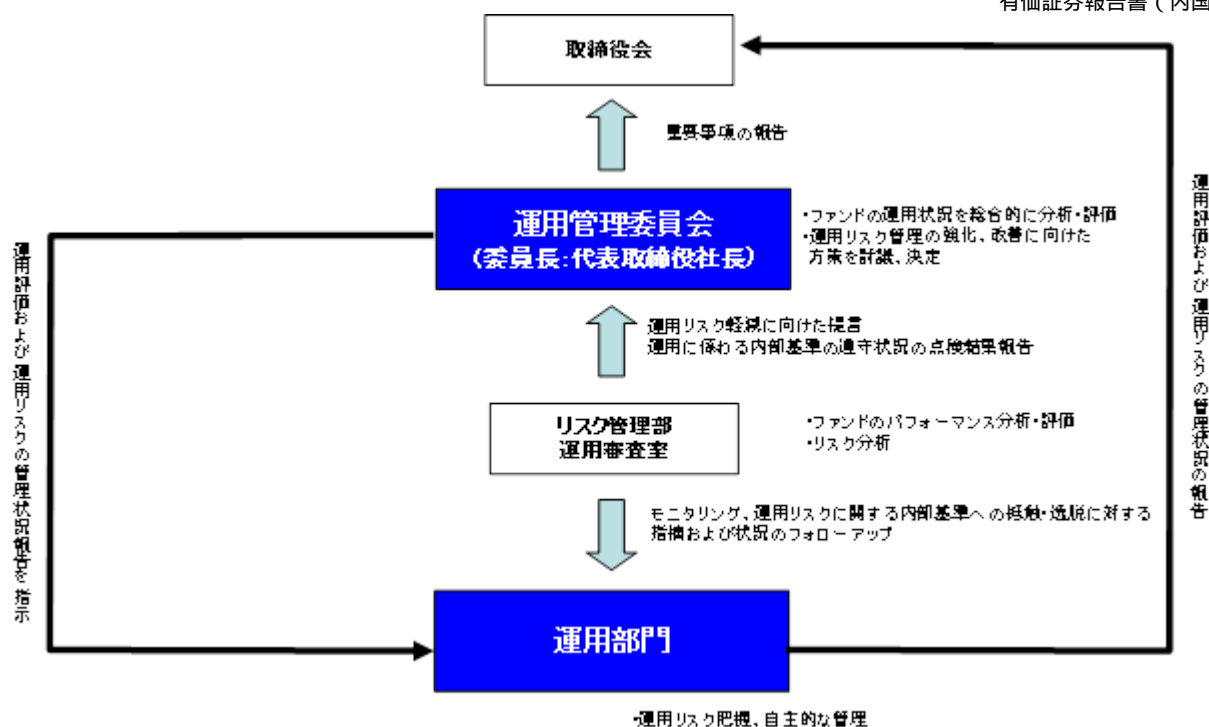
委託会社は投資顧問会社（ピムコジャパンリミテッド）に対して、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

<リスクの管理体制>

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称および人員数	内容
運用管理委員会 (20名程度)	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。
リスク管理委員会 (14名程度)	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
監査部 (5名程度)	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
コンプライアンス・オフィサー (1名)	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
法務コンプライアンス部 (7名程度)	社内諸規程の統括・管理を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。
リスク管理部 (18名程度)	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性の点検を行うほか、社内事務フローに係る企画・立案および管理等を行います。
運用審査室 (9名程度)	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
トレーディング部 (16名程度)	有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観点を踏まえて行います。

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



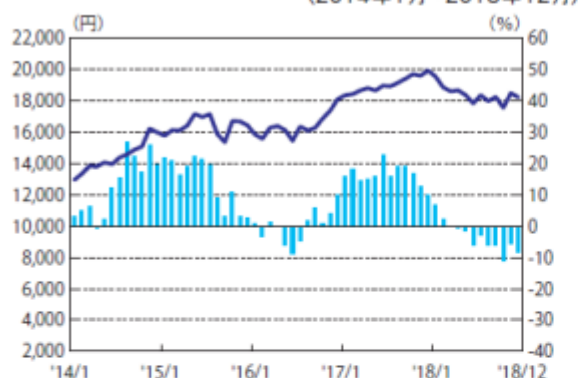
* リスクの管理体制は、今後変更になる場合があります。

< 参考情報 >

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

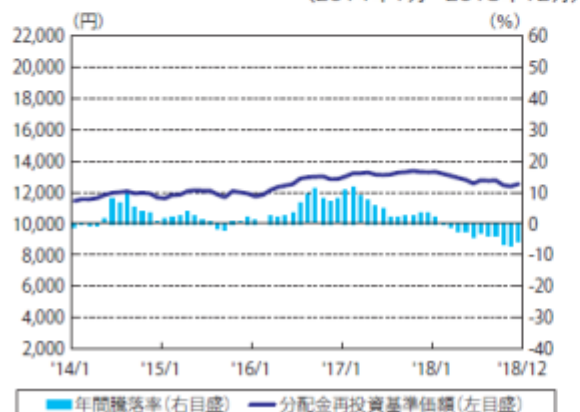
アジア3通貨コース

(2014年1月～2018年12月)



円コース

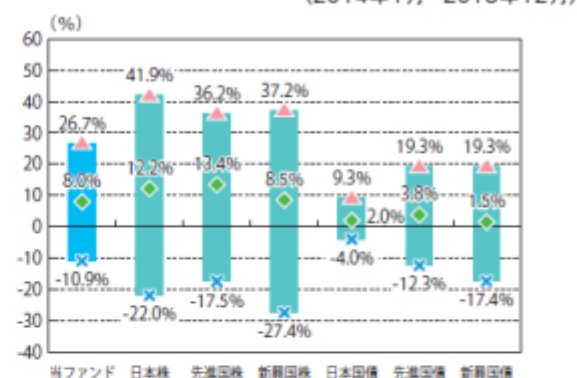
(2014年1月～2018年12月)



当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

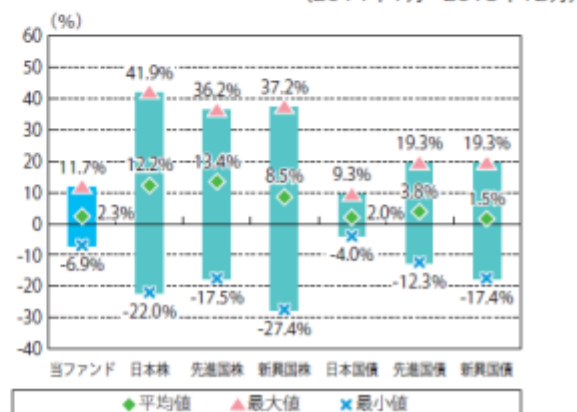
アジア3通貨コース

(2014年1月～2018年12月)



円コース

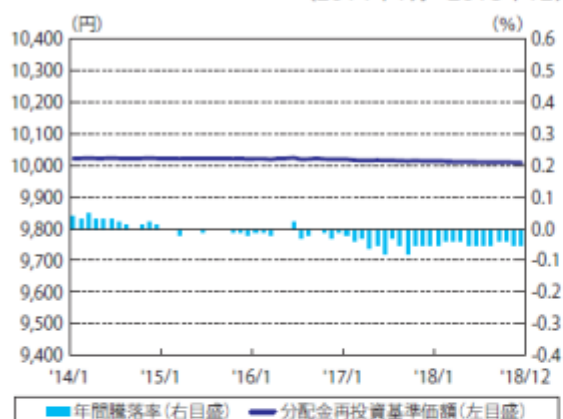
(2014年1月～2018年12月)



ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

マネープールファンド

(2014年1月～2018年12月)



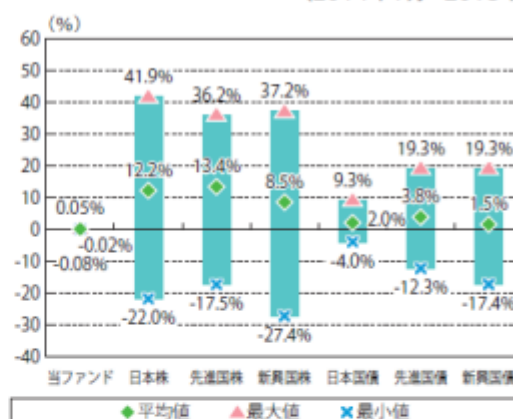
※年間騰落率は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

マネープールファンド

(2014年1月～2018年12月)



※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名	権利者
日本株	TOPIX(配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

[各コース]

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.78%（税抜3.5%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

各コースの申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

[マネープールファンド]

ありません。

マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

〔各コース〕

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.701%（税抜1.575%）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.95%（税抜）	年率0.60%（税抜）	年率0.025%（税抜）

当ファンドが投資対象とする投資信託証券およびキャッシュ・マネジメント・マザーファンドでは信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

上記の委託会社、販売会社および受託会社の間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

〔マネープールファンド〕

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各月の前月の最終5営業日間の無担保コール翌日物レートの平均値（以下「コールレート」といいます。）に応じて、信託財産の純資産総額に年率0.648%（税抜0.60%）以内の率を乗じて得た金額とし、当該月の第1営業日の計上分より適用します。

委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

コールレート	委託会社	販売会社	受託会社	合計
1.00%以上	年率0.27% （税抜）	年率0.27% （税抜）	年率0.06% （税抜）	年率0.60% （税抜）
1.00%未満	純資産総額に右記の率を乗じて得た額を下記の比率で配分します。 45% 45% 10%			コールレートに0.60を乗じて得た率 （税抜）

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドでは信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

上記の委託会社、販売会社および受託会社の間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

各コースの委託会社の報酬には、ピムコジャパンリミテッドへの投資顧問報酬が含まれます。なお、投資顧問報酬の額は、各コースが主要投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額の合計額に年率0.648%（税抜0.60%）以内の率を乗じて得た金額とし、委託会社が報酬を受け取った後、当該報酬から支弁するものとします。

（４）【その他の手数料等】

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引・コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し次に掲げる率を乗じて得た額とし、各コースは各特定期末（毎年６月、１２月に属する計算期末）または信託終了時に、マネープールファンドは各計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

各コース	年率0.01026％（税抜0.0095％）以内の率
マネープールファンド	年率0.00648％（税抜0.0060％）以内の率

また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券においても、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる売買委託手数料、有価証券取引にかかる手数料、先物・オプション取引等に要する費用などは当ファンドが投資対象とする投資信託証券から負担されます。

信託財産留保額はありません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税**・収益分配金の課税**

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％および地方税５％）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％および地方税５％）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

所得税については、2013年１月１日から2037年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1％の税率で復興特別所得税が付加されます。

< 損益通算について >

解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の配

当所得等（配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。）との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。

上場株式等には、取引所に上場されている株式等、公募株式等証券投資信託、公募公社債投資信託および特定公社債が含まれます。

< 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について >

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得等や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」もあります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。

所得税については、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

< 益金不算入制度について >

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

（参考）

< 個別元本について >

- ・追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。
- ・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「収益分配金の課税について」を参照）。

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

* 上記の内容は2018年12月末現在のもので、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。

* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース】

(1)【投資状況】

（2018年12月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	25,554,506	0.97%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	2,572,190,700	97.85%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		30,919,869	1.18%
純資産総額		2,628,665,075	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2018年12月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (IDR) ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	3,437,659,089	0.3116 1,071,459,841	0.3070 1,055,361,340	- -	40.15%
2	PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (INR) ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	3,223,475,943	0.3231 1,041,780,751	0.3194 1,029,578,216	- -	39.17%
3	PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (CNY) ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	930,223,643	0.5272 490,488,124	0.5238 487,251,144	- -	18.54%
4	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益証券 -	25,127,342	1.0170 25,554,509	1.0170 25,554,506	- -	0.97%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.85%
親投資信託受益証券	0.97%
合計	98.82%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

（2018年12月末現在）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（2018年12月末現在）

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （2010年7月30日）	2,178	-	1.0000	-
第1特定期間末 （2010年12月21日）	27,630	28,428	0.9724	1.0124

第2特定期間末 (2011年6月21日)	34,159	36,317	0.9258	0.9858
第3特定期間末 (2011年12月21日)	21,745	23,710	0.7719	0.8319
第4特定期間末 (2012年6月21日)	17,830	19,334	0.7622	0.8222
第5特定期間末 (2012年12月21日)	12,836	14,011	0.8306	0.8906
第6特定期間末 (2013年6月21日)	15,579	16,610	0.8461	0.9061
第7特定期間末 (2013年12月24日)	11,641	12,620	0.8355	0.8955
第8特定期間末 (2014年6月23日)	9,067	9,802	0.8213	0.8813
第9特定期間末 (2014年12月22日)	8,254	8,856	0.8614	0.9214
第10特定期間末 (2015年6月22日)	7,324	7,863	0.8654	0.9254
第11特定期間末 (2015年12月21日)	5,665	6,132	0.7786	0.8386
第12特定期間末 (2016年6月21日)	4,508	4,922	0.6784	0.7384
第13特定期間末 (2016年12月21日)	4,522	4,906	0.7316	0.7916
第14特定期間末 (2017年6月21日)	4,168	4,530	0.6931	0.7531
第15特定期間末 (2017年12月21日)	3,859	4,214	0.6697	0.7297
2017年12月末日	3,867	-	0.6698	-
2018年1月末日	3,701	-	0.6471	-
2018年2月末日	3,461	-	0.6146	-
2018年3月末日	3,330	-	0.5961	-
2018年4月末日	3,340	-	0.5931	-
2018年5月末日	3,201	-	0.5783	-
第16特定期間末 (2018年6月21日)	3,103	3,356	0.5706	0.6156
2018年6月末日	2,994	-	0.5568	-
2018年7月末日	2,979	-	0.5682	-
2018年8月末日	2,856	-	0.5512	-
2018年9月末日	2,776	-	0.5547	-
2018年10月末日	2,614	-	0.5286	-
2018年11月末日	2,707	-	0.5514	-
第17特定期間末 (2018年12月21日)	2,660	2,812	0.5455	0.5755
2018年12月末日	2,628	-	0.5389	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

期間	1口当りの分配金（円）
第1特定期間（2010年7月30日～2010年12月21日）	0.0400
第2特定期間（2010年12月22日～2011年6月21日）	0.0600
第3特定期間（2011年6月22日～2011年12月21日）	0.0600
第4特定期間（2011年12月22日～2012年6月21日）	0.0600
第5特定期間（2012年6月22日～2012年12月21日）	0.0600
第6特定期間（2012年12月22日～2013年6月21日）	0.0600
第7特定期間（2013年6月22日～2013年12月24日）	0.0600
第8特定期間（2013年12月25日～2014年6月23日）	0.0600
第9特定期間（2014年6月24日～2014年12月22日）	0.0600
第10特定期間（2014年12月23日～2015年6月22日）	0.0600
第11特定期間（2015年6月23日～2015年12月21日）	0.0600
第12特定期間（2015年12月22日～2016年6月21日）	0.0600
第13特定期間（2016年6月22日～2016年12月21日）	0.0600
第14特定期間（2016年12月22日～2017年6月21日）	0.0600
第15特定期間（2017年6月22日～2017年12月21日）	0.0600
第16特定期間（2017年12月22日～2018年6月21日）	0.0450
第17特定期間（2018年6月22日～2018年12月21日）	0.0300

【収益率の推移】

期間	収益率
第1特定期間（2010年7月30日～2010年12月21日）	1.2%
第2特定期間（2010年12月22日～2011年6月21日）	1.4%

第3特定期間（2011年6月22日～2011年12月21日）	10.1%
第4特定期間（2011年12月22日～2012年6月21日）	6.5%
第5特定期間（2012年6月22日～2012年12月21日）	16.8%
第6特定期間（2012年12月22日～2013年6月21日）	9.1%
第7特定期間（2013年6月22日～2013年12月24日）	5.8%
第8特定期間（2013年12月25日～2014年6月23日）	5.5%
第9特定期間（2014年6月24日～2014年12月22日）	12.2%
第10特定期間（2014年12月23日～2015年6月22日）	7.4%
第11特定期間（2015年6月23日～2015年12月21日）	3.1%
第12特定期間（2015年12月22日～2016年6月21日）	5.2%
第13特定期間（2016年6月22日～2016年12月21日）	16.7%
第14特定期間（2016年12月22日～2017年6月21日）	2.9%
第15特定期間（2017年6月22日～2017年12月21日）	5.3%
第16特定期間（2017年12月22日～2018年6月21日）	8.1%
第17特定期間（2018年6月22日～2018年12月21日）	0.9%

（注）収益率＝（当特定期末分配基準価額－前特定期末分配基準価額）÷前特定期末分配基準価額×100

（4）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1特定期間（2010年7月30日～2010年12月21日）	28,727,812,650	312,067,103
第2特定期間（2010年12月22日～2011年6月21日）	17,035,121,134	8,554,699,016
第3特定期間（2011年6月22日～2011年12月21日）	3,697,961,084	12,422,077,720
第4特定期間（2011年12月22日～2012年6月21日）	3,417,405,937	8,197,542,155
第5特定期間（2012年6月22日～2012年12月21日）	924,718,479	8,861,019,010
第6特定期間（2012年12月22日～2013年6月21日）	8,326,262,860	5,368,482,194
第7特定期間（2013年6月22日～2013年12月24日）	502,236,811	4,982,796,309
第8特定期間（2013年12月25日～2014年6月23日）	421,231,830	3,314,376,026
第9特定期間（2014年6月24日～2014年12月22日）	928,556,853	2,385,655,208
第10特定期間（2014年12月23日～2015年6月22日）	335,969,720	1,454,355,390
第11特定期間（2015年6月23日～2015年12月21日）	217,269,606	1,404,439,712
第12特定期間（2015年12月22日～2016年6月21日）	194,419,343	825,969,034
第13特定期間（2016年6月22日～2016年12月21日）	232,324,209	696,505,542
第14特定期間（2016年12月22日～2017年6月21日）	299,673,123	466,560,650
第15特定期間（2017年6月22日～2017年12月21日）	317,623,177	568,308,902
第16特定期間（2017年12月22日～2018年6月21日）	329,705,252	653,799,667
第17特定期間（2018年6月22日～2018年12月21日）	82,401,784	644,505,928

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース】

（1）【投資状況】

（2018年12月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	1,791,447	0.84%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	205,218,010	96.42%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		5,819,519	2.73%
純資産総額		212,828,976	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2018年12月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (JPY, Hedged) ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	333,254,321	0.6167 205,551,034	0.6158 205,218,010	- -	96.42%
2	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 -	1,761,502	1.0169 1,791,447	1.0170 1,791,447	- -	0.84%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	96.42%
親投資信託受益証券	0.84%
合計	97.27%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

【投資不動産物件】
（2018年12月末現在）
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】
（2018年12月末現在）
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （2010年7月30日）	121	-	1.0000	-
第1特定期間末 （2010年12月21日）	7,812	7,933	0.9993	1.0233
第2特定期間末 （2011年6月21日）	6,831	7,119	0.9700	1.0060
第3特定期間末 （2011年12月21日）	4,791	5,000	0.9271	0.9631
第4特定期間末 （2012年6月21日）	3,891	4,055	0.9426	0.9786
第5特定期間末 （2012年12月21日）	3,565	3,698	0.9736	1.0096
第6特定期間末 （2013年6月21日）	3,498	3,640	0.9133	0.9493
第7特定期間末 （2013年12月24日）	2,027	2,127	0.9021	0.9381
第8特定期間末 （2014年6月23日）	1,599	1,671	0.8913	0.9273
第9特定期間末 （2014年12月22日）	1,079	1,134	0.8334	0.8694
第10特定期間末 （2015年6月22日）	821	861	0.8309	0.8669
第11特定期間末 （2015年12月21日）	579	609	0.7814	0.8174
第12特定期間末 （2016年6月21日）	495	520	0.7820	0.8180
第13特定期間末 （2016年12月21日）	443	464	0.7692	0.8052
第14特定期間末 （2017年6月21日）	394	413	0.7530	0.7890
第15特定期間末 （2017年12月21日）	352	370	0.7240	0.7600
2017年12月末日	350	-	0.7238	-
2018年1月末日	313	-	0.7187	-
2018年2月末日	295	-	0.7059	-
2018年3月末日	287	-	0.6932	-
2018年4月末日	284	-	0.6833	-
2018年5月末日	275	-	0.6735	-
第16特定期間末 （2018年6月21日）	255	267	0.6661	0.6931
2018年6月末日	253	-	0.6584	-
2018年7月末日	239	-	0.6663	-
2018年8月末日	229	-	0.6614	-
2018年9月末日	228	-	0.6596	-
2018年10月末日	215	-	0.6404	-
2018年11月末日	213	-	0.6342	-
第17特定期間末 （2018年12月21日）	213	219	0.6399	0.6579
2018年12月末日	212	-	0.6387	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

期間	1口当りの分配金（円）
----	-------------

第1特定期間（2010年7月30日～2010年12月21日）	0.0240
第2特定期間（2010年12月22日～2011年6月21日）	0.0360
第3特定期間（2011年6月22日～2011年12月21日）	0.0360
第4特定期間（2011年12月22日～2012年6月21日）	0.0360
第5特定期間（2012年6月22日～2012年12月21日）	0.0360
第6特定期間（2012年12月22日～2013年6月21日）	0.0360
第7特定期間（2013年6月22日～2013年12月24日）	0.0360
第8特定期間（2013年12月25日～2014年6月23日）	0.0360
第9特定期間（2014年6月24日～2014年12月22日）	0.0360
第10特定期間（2014年12月23日～2015年6月22日）	0.0360
第11特定期間（2015年6月23日～2015年12月21日）	0.0360
第12特定期間（2015年12月22日～2016年6月21日）	0.0360
第13特定期間（2016年6月22日～2016年12月21日）	0.0360
第14特定期間（2016年12月22日～2017年6月21日）	0.0360
第15特定期間（2017年6月22日～2017年12月21日）	0.0360
第16特定期間（2017年12月22日～2018年6月21日）	0.0270
第17特定期間（2018年6月22日～2018年12月21日）	0.0180

【収益率の推移】

期間	収益率
第1特定期間（2010年7月30日～2010年12月21日）	2.3%
第2特定期間（2010年12月22日～2011年6月21日）	0.7%
第3特定期間（2011年6月22日～2011年12月21日）	0.7%
第4特定期間（2011年12月22日～2012年6月21日）	5.6%
第5特定期間（2012年6月22日～2012年12月21日）	7.1%
第6特定期間（2012年12月22日～2013年6月21日）	2.5%
第7特定期間（2013年6月22日～2013年12月24日）	2.7%
第8特定期間（2013年12月25日～2014年6月23日）	2.8%
第9特定期間（2014年6月24日～2014年12月22日）	2.5%
第10特定期間（2014年12月23日～2015年6月22日）	4.0%
第11特定期間（2015年6月23日～2015年12月21日）	1.6%
第12特定期間（2015年12月22日～2016年6月21日）	4.7%
第13特定期間（2016年6月22日～2016年12月21日）	3.0%
第14特定期間（2016年12月22日～2017年6月21日）	2.6%
第15特定期間（2017年6月22日～2017年12月21日）	0.9%
第16特定期間（2017年12月22日～2018年6月21日）	4.3%
第17特定期間（2018年6月22日～2018年12月21日）	1.2%

（注）収益率＝（当特定期末分配基準価額－前特定期末分配基準価額）÷前特定期末分配基準価額×100

（4）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1特定期間（2010年7月30日～2010年12月21日）	7,862,458,629	43,640,856
第2特定期間（2010年12月22日～2011年6月21日）	1,881,284,885	2,657,463,174
第3特定期間（2011年6月22日～2011年12月21日）	961,394,235	2,836,328,316
第4特定期間（2011年12月22日～2012年6月21日）	699,590,135	1,738,417,163
第5特定期間（2012年6月22日～2012年12月21日）	914,412,894	1,381,292,298
第6特定期間（2012年12月22日～2013年6月21日）	970,926,494	802,641,806
第7特定期間（2013年6月22日～2013年12月24日）	67,551,519	1,650,383,346
第8特定期間（2013年12月25日～2014年6月23日）	24,164,074	477,559,427
第9特定期間（2014年6月24日～2014年12月22日）	25,428,505	524,189,316
第10特定期間（2014年12月23日～2015年6月22日）	5,470,034	311,522,254
第11特定期間（2015年6月23日～2015年12月21日）	29,502,440	276,722,582
第12特定期間（2015年12月22日～2016年6月21日）	22,481,252	130,368,910
第13特定期間（2016年6月22日～2016年12月21日）	44,079,441	102,037,296
第14特定期間（2016年12月22日～2017年6月21日）	52,018,440	104,886,146
第15特定期間（2017年6月22日～2017年12月21日）	7,149,857	43,357,769
第16特定期間（2017年12月22日～2018年6月21日）	23,226,813	126,340,365
第17特定期間（2018年6月22日～2018年12月21日）	2,717,147	53,720,909

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネー・プールファンド）】

（1）【投資状況】

（2018年12月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	4,958,085	100.20%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		9,999	0.20%
純資産総額		4,948,086	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2018年12月末現在)

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益 証券 -	4,875,207	1.0169 4,958,084	1.0170 4,958,085	- -	100.20%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.20%
合計	100.20%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(2018年12月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2018年12月末現在)

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （2010年7月30日）	1	-	1.0000	-
第1計算期間末 （2010年12月21日）	1	-	1.0003	-
第2計算期間末 （2011年6月21日）	5	-	1.0008	-
第3計算期間末 （2011年12月21日）	31	-	1.0010	-
第4計算期間末 （2012年6月21日）	25	-	1.0013	-
第5計算期間末 （2012年12月21日）	2	-	1.0018	-
第6計算期間末 （2013年6月21日）	26	-	1.0020	-
第7計算期間末 （2013年12月24日）	7	-	1.0022	-
第8計算期間末 （2014年6月23日）	12	-	1.0023	-
第9計算期間末 （2014年12月22日）	15	-	1.0023	-
第10計算期間末 （2015年6月22日）	6	-	1.0022	-
第11計算期間末 （2015年12月21日）	5	-	1.0020	-
第12計算期間末 （2016年6月21日）	2	-	1.0022	-
第13計算期間末 （2016年12月21日）	2	-	1.0019	-
第14計算期間末 （2017年6月21日）	1	-	1.0016	-
第15計算期間末 （2017年12月21日）	1	-	1.0014	-
2017年12月末日	1	-	1.0014	-
2018年1月末日	1	-	1.0014	-
2018年2月末日	1	-	1.0013	-
2018年3月末日	1	-	1.0012	-
2018年4月末日	1	-	1.0012	-
2018年5月末日	1	-	1.0012	-

第16計算期間末 (2018年6月21日)	1	-	1.0012	-
2018年6月末日	1	-	1.0011	-
2018年7月末日	1	-	1.0011	-
2018年8月末日	1	-	1.0010	-
2018年9月末日	4	-	1.0010	-
2018年10月末日	4	-	1.0011	-
2018年11月末日	4	-	1.0009	-
第17計算期間末 (2018年12月21日)	4	-	1.0009	-
2018年12月末日	4	-	1.0009	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
第1期(2010年7月30日～2010年12月21日)	0.0%
第2期(2010年12月22日～2011年6月21日)	0.0%
第3期(2011年6月22日～2011年12月21日)	0.0%
第4期(2011年12月22日～2012年6月21日)	0.0%
第5期(2012年6月22日～2012年12月21日)	0.0%
第6期(2012年12月22日～2013年6月21日)	0.0%
第7期(2013年6月22日～2013年12月24日)	0.0%
第8期(2013年12月25日～2014年6月23日)	0.0%
第9期(2014年6月24日～2014年12月22日)	0.0%
第10期(2014年12月23日～2015年6月22日)	0.0%
第11期(2015年6月23日～2015年12月21日)	0.0%
第12期(2015年12月22日～2016年6月21日)	0.0%
第13期(2016年6月22日～2016年12月21日)	0.0%
第14期(2016年12月22日～2017年6月21日)	0.0%
第15期(2017年6月22日～2017年12月21日)	0.0%
第16期(2017年12月22日～2018年6月21日)	0.0%
第17期(2018年6月22日～2018年12月21日)	0.0%

（注）収益率＝（当計算期末分配付基準価額－前計算期末分配落基準価額）÷前計算期末分配落基準価額×100

（4）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1期(2010年7月30日～2010年12月21日)	1,000,000	0
第2期(2010年12月22日～2011年6月21日)	55,312,876	50,852,190
第3期(2011年6月22日～2011年12月21日)	50,436,262	24,884,191
第4期(2011年12月22日～2012年6月21日)	1,741,111	7,571,781
第5期(2012年6月22日～2012年12月21日)	49,939	22,594,589
第6期(2012年12月22日～2013年6月21日)	31,273,924	7,619,964
第7期(2013年6月22日～2013年12月24日)	8,804,659	28,008,133
第8期(2013年12月25日～2014年6月23日)	18,411,757	13,164,973
第9期(2014年6月24日～2014年12月22日)	3,940,638	894,410
第10期(2014年12月23日～2015年6月22日)	582,495	9,288,606
第11期(2015年6月23日～2015年12月21日)	16,449,852	18,087,289
第12期(2015年12月22日～2016年6月21日)	0	2,105,351
第13期(2016年6月22日～2016年12月21日)	74,852	74,852
第14期(2016年12月22日～2017年6月21日)	0	1,932,036
第15期(2017年6月22日～2017年12月21日)	0	0
第16期(2017年12月22日～2018年6月21日)	631,498	571,560
第17期(2018年6月22日～2018年12月21日)	4,313,244	451,546

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

（参考）マザーファンドの運用状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

（1）投資状況

（2018年12月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
地方債証券	日本	200,327,200	4.81%
特殊債券	日本	2,003,671,668	48.09%
社債券	日本	702,748,900	16.87%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,259,926,724	30.24%
純資産総額		4,166,674,492	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

（2018年12月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	18 政保政策投資C 日本	特殊債券 -	400,000,000	100.14 400,562,700	100.01 400,043,600	0.2400 2019/01/21	9.60%
2	85 政保道路機構 日本	特殊債券 -	320,000,000	101.44 324,627,200	100.88 322,841,920	1.4000 2019/07/31	7.75%
3	2 政保地方公共団 日本	特殊債券 -	318,000,000	101.15 321,681,456	100.80 320,564,988	1.4000 2019/07/12	7.69%
4	82 政保道路機構 日本	特殊債券 -	200,000,000	100.82 201,646,000	100.79 201,591,400	1.5000 2019/06/28	4.84%
5	7 政保原賠・廃炉 日本	特殊債券 -	120,000,000	100.05 120,064,800	100.04 120,058,680	0.0010 2019/06/21	2.88%
6	20 政保西日本道 日本	特殊債券 -	110,000,000	101.44 111,589,500	100.87 110,965,800	1.4000 2019/07/29	2.66%
7	77 政保道路機構 日本	特殊債券 -	110,000,000	100.86 110,952,710	100.31 110,341,550	1.3000 2019/03/19	2.65%
8	80 政保道路機構 日本	特殊債券 -	105,000,000	101.18 106,239,000	100.67 105,707,700	1.5000 2019/05/31	2.54%
9	2 大日本印刷 日本	社債券 -	100,000,000	101.65 101,653,000	100.88 100,888,200	1.7050 2019/07/30	2.42%
10	164 オリックス 日本	社債券 -	100,000,000	101.05 101,058,000	100.66 100,660,200	1.1460 2019/08/07	2.42%
11	8 政保地方公営機 日本	特殊債券 -	100,000,000	101.07 101,071,000	100.64 100,643,400	1.5000 2019/05/24	2.42%
12	304 北海道電力 日本	社債券 -	100,000,000	101.26 101,267,300	100.53 100,532,300	1.7030 2019/04/25	2.41%
13	5 政保政策投資C0 日本	特殊債券 -	100,000,000	101.01 101,015,000	100.44 100,441,800	1.4000 2019/04/15	2.41%
14	7 政保地方公営機 日本	特殊債券 -	100,000,000	100.92 100,920,000	100.44 100,441,800	1.4000 2019/04/15	2.41%
15	9 長谷工コ-ボ 日本	社債券 -	100,000,000	100.41 100,419,000	100.28 100,287,600	0.4400 2019/11/05	2.41%
16	69 新日本製鐵 日本	社債券 -	100,000,000	100.49 100,492,600	100.25 100,258,300	0.5560 2019/06/20	2.41%
17	71 共同発行地方 日本	地方債証券 -	100,000,000	100.88 100,885,500	100.22 100,229,500	1.5100 2019/02/25	2.41%
18	10 小松製作所 日本	社債券 -	100,000,000	100.23 100,233,200	100.12 100,129,100	0.2750 2019/06/20	2.40%
19	20-16 兵庫県公債 日本	地方債証券 -	100,000,000	100.78 100,783,800	100.09 100,097,700	1.6000 2019/01/23	2.40%
20	37 三菱UFJリース 日本	社債券 -	100,000,000	99.99 99,999,000	99.99 99,993,200	0.0700 2019/02/21	2.40%
21	6 政保地方公営機 日本	特殊債券 -	10,000,000	100.34 10,034,000	100.29 10,029,030	1.3000 2019/03/15	0.24%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
特殊債券	48.09%
社債券	16.87%
地方債証券	4.81%
合計	69.76%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

（2018年12月末現在）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（2018年12月末現在）

該当事項はありません。

(参考情報)

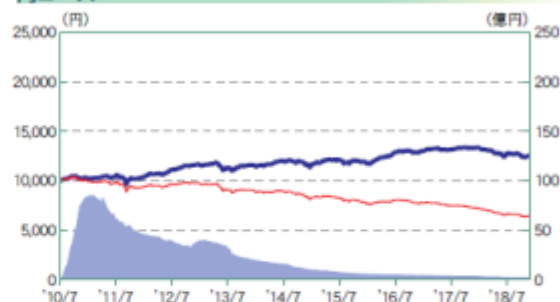
2018年12月28日現在

基準価額・純資産の推移(設定日～2018年12月28日)

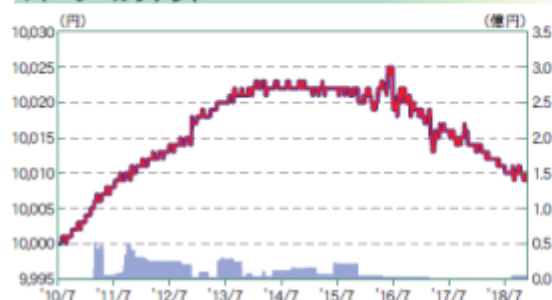
アジア3通貨コース



円コース



マネーボールファンド



■ 純資産総額:右目盛 ■ 基準価額:左目盛 ■ 分配金再投資基準価額:左目盛

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

分配の推移

	アジア3通貨コース	円コース
2018年12月	50円	30円
2018年11月	50円	30円
2018年10月	50円	30円
2018年 9月	50円	30円
2018年 8月	50円	30円
直近1年間累計	750円	450円
設定来累計	9,550円	5,730円

*分配金は1万口当たり、税引前

	マネーボールファンド
2018年12月	0円
2018年 6月	0円
2017年12月	0円
2017年 6月	0円
2016年12月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

アジア3通貨コース

投資銘柄	投資比率
PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (IDR)	40.1%
PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (INR)	39.2%
PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (CNY)	18.5%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	1.0%

マネーボールファンド

投資銘柄	投資比率
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	100.2%

*投資比率は全て純資産総額対比

円コース

投資銘柄	投資比率
PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (JPY,Hedged)	96.4%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.8%

■参考情報（上位10銘柄）

ピムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンド

	投資銘柄	国名	種別	クーポン	償還日	投資比率
1	CHINA EVERGRANDE GROUP	中国	事業債	7.500%	2023/6/28	3.2%
2	REPUBLIC OF SRI LANKA	スリランカ	国債	6.125%	2025/6/3	2.5%
3	KAISA GROUP HOLDINGS LTD	中国	事業債	8.500%	2022/6/30	2.4%
4	MONGOLIA GOVT REGS	モンゴル	国債	5.125%	2022/12/5	2.3%
5	EASY TACTIC LTD	中国	事業債	5.750%	2022/1/13	2.2%
6	VEDANTA RESOURCES PLC	インド	事業債	6.375%	2022/7/30	2.2%
7	ABJA INVESTMENT CO SR UNSEC	インド	事業債	5.450%	2028/1/24	2.1%
8	STUDIO CITY CO LTD SEC 144A	香港	事業債	7.250%	2021/11/30	2.0%
9	CHALIECO HONG KONG CORP	中国	準国債	5.700%	永久債	2.0%
10	MARBLE II PTE LTD SR UNSEC 144A	シンガポール	事業債	5.300%	2022/6/20	1.9%

*投資比率はピムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンドの純資産総額対比

*準国債：政府による出資が50%以上の企業の発行する債券

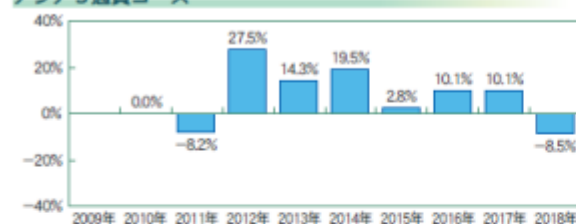
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

	投資銘柄	種別	投資比率
1	18 政保政策投資C	特殊債券	9.6%
2	85 政保道路機構	特殊債券	7.7%
3	2 政保地方公共団	特殊債券	7.7%
4	82 政保道路機構	特殊債券	4.8%
5	7 政保原賠・廃炉	特殊債券	2.9%
6	20 政保西日本道	特殊債券	2.7%
7	77 政保道路機構	特殊債券	2.6%
8	80 政保道路機構	特殊債券	2.5%
9	2 大日本印刷	社債券	2.4%
10	164 オリックス	社債券	2.4%

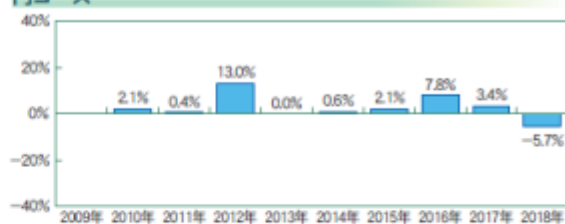
*投資比率はキャッシュ・マネジメント・マザーファンドの純資産総額対比

年間収益率の推移

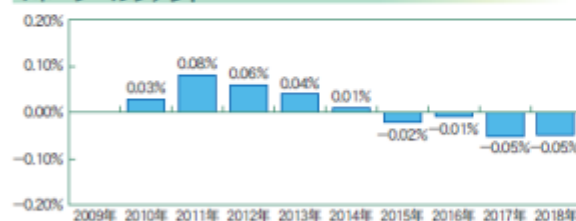
アジア3通貨コース



円コース



マネーボールファンド



*ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2010年は当初設定日（2010年7月30日）から年末までの収益率です。

*ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

*ファンドには、ベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。ただし、各コースにおいては、ニューヨーク証券取引所またはシンガポール証券取引所の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。お申込みの受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日以降で、ニューヨーク証券取引所

またはシンガポール証券取引所の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。また、マネーブルファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

(2) 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初1口＝1円）とします。お申込みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。当ファンドの申込単位は、1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。

(3) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うものとします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金受取型」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金自動再投資型」があり、「分配金自動再投資型」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があります。

なお、当ファンドはアジア3通貨コース、円コース、マネーブルファンドの3つのファンドで構成されていますが、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(4) 定時定額で購入する「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

（注）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

〔各コ－ス〕

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、ニューヨーク証券取引所またはシンガポール証券取引所の休業日と同日の場合には、解約請求を受付けないものとします。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日以降でニューヨーク証券取引所またはシンガポール証券取引所の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。解約請求の受付が中止された場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

<解約請求による換金手続き>

□ 解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。

（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

□ 解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。

（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

- 解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して6営業日目から販売会社の申込場所
所で支払われます。
- 解約にかかる手数料：ありません。

[マネープールファンド]

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

< 解約請求による換金手続き >

- 解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。
（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）
- 解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。
（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）
- 解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して6営業日目から販売会社の申込場所
所で支払われます。
- 解約にかかる手数料：ありません。

（注）当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主要投資対象の評価方法 >

ファンド名	有価証券等	評価方法
アジア3通貨コース 円コース	投資信託証券 （外国籍）	原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額（上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場）で評価します。
マネープールファンド	公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 ・日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ・価格情報会社の提供する価額 残存期間が1年以内の公社債については、一部償却原価法により評価することができます。

基準価額は、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <https://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（2010年7月30日）から、2020年8月21日まで（約10年）とします。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、後記「（5）その他 信託契約の解約」の規定により、信託契約を解約し、この信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

〔各コース〕

計算期間は、原則として毎月22日から翌月21日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

〔マネープールファンド〕

計算期間は、原則として毎年6月22日から12月21日、12月22日から翌年6月21日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

（5）【その他】

信託契約の解約

〔各コース〕

イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、アジア・ハイ・インカム・ファンド全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ハ．委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ニ．委託会社は、前イ、および前ロ、の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ホ．前二．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ヘ．前二．の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ト．前二．から前ヘ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび前八．の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前二．から前ヘ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

[マネープールファンド]

- イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、アジア・ハイ・インカム・ファンド全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ロ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ハ．委託会社は、前イ．および前ロ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 二．前八．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ホ．前八．の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ヘ．前八．から前ホ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前八．から前ホ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更等の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ロ．委託会社は、前イ．の事項（前イ．の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前イ．の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ．前ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ．前ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ．前ロ．から前ホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト．前イ．から前ヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

運用にかかる報告等開示方法

[各コース]

- イ．委託会社は、特定期末（毎年6月、12月に属する計算期末）から3ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。
- ロ．委託会社は、特定期末および償還時に運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）および交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める書面）を作成します。

ハ．委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用報告書（全体版）を委託会社のインターネットホームページに掲載します。

＜インターネットホームページ＞<https://www.daiwasbi.co.jp/>

ニ．前ハ．にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

[マネープールファンド]

イ．委託会社は、決算日から３ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。

ロ．委託会社は、決算時および償還時に運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書）および交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第４項に定める書面）を作成します。

ハ．委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用報告書（全体版）を委託会社のインターネットホームページに掲載します。

＜インターネットホームページ＞<https://www.daiwasbi.co.jp/>

ニ．前ハ．にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

委託会社と関係法人との契約の変更

イ．募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、１年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ロ．運用委託契約

各コースにおける委託会社とピムコジャパンリミテッドとの間の運用委託契約は、２ヵ月前までに相手方から書面による契約終了の申出がない限り、信託期間終了日まで存続します。運用委託契約は、当事者間の合意により変更することができます。

４【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（１）収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から、保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して５営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

償還金の支払いは、原則として償還日から起算して５営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース

アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成30年6月22日から平成30年12月21日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間（平成30年6月22日から平成30年12月21日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成30年 6 月21日現在	当期 平成30年12月21日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	8,635,312	45,983,961
コール・ローン	66,760,923	19,046,654
投資信託受益証券	3,041,944,794	2,600,715,488
親投資信託受益証券	27,089,479	25,533,165
未収入金	29,013	1,330,426
流動資産合計	3,144,459,521	2,692,609,694
資産合計	3,144,459,521	2,692,609,694
負債の部		
流動負債		
未払金	2,343,000	-
未払収益分配金	27,198,192	24,387,671
未払解約金	6,442,096	3,600,665
未払受託者報酬	73,215	59,557
未払委託者報酬	4,539,862	3,692,784
その他未払費用	177,544	144,881
流動負債合計	40,773,909	31,885,558
負債合計	40,773,909	31,885,558
純資産の部		
元本等		
元本	5,439,638,430	4,877,534,286
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,335,952,818	2,216,810,150
（分配準備積立金）	1,009,324,786	1,223,544,308
元本等合計	3,103,685,612	2,660,724,136
純資産合計	3,103,685,612	2,660,724,136
負債純資産合計	3,144,459,521	2,692,609,694

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 平成29年12月22日 平成30年 6 月21日	自 至	当期 平成30年 6 月22日 平成30年12月21日
営業収益				
受取配当金		516,514,870		522,563,328
受取利息		101		154
有価証券売買等損益		793,225,854		479,681,432
営業収益合計		276,710,883		42,882,050
営業費用				
支払利息		17,280		18,200
受託者報酬		467,089		380,583
委託者報酬		28,962,161		23,599,266
その他費用		177,956		146,229
営業費用合計		29,624,486		24,144,278
営業利益又は営業損失（ ）		306,335,369		18,737,772
経常利益又は経常損失（ ）		306,335,369		18,737,772
当期純利益又は当期純損失（ ）		306,335,369		18,737,772
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		3,393,561		1,938,405
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,903,931,090		2,335,952,818
剰余金増加額又は欠損金減少額		249,128,005		286,717,173
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		249,128,005		286,717,173
剰余金減少額又は欠損金増加額		125,229,765		36,930,888
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		125,229,765		36,930,888
分配金		252,978,160		151,319,794
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		2,335,952,818		2,216,810,150

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期
	自 平成30年 6 月22日 至 平成30年12月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	平成30年 6 月21日現在	平成30年12月21日現在
1. 元本状況		
期首元本額	5,763,732,845円	5,439,638,430円
期中追加設定元本額	329,705,252円	82,401,784円
期中一部解約元本額	653,799,667円	644,505,928円
2. 受益権の総数	5,439,638,430口	4,877,534,286口
3. 元本の欠損	2,335,952,818円	2,216,810,150円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期		当期	
自 平成29年12月22日 至 平成30年 6 月21日		自 平成30年 6 月22日 至 平成30年12月21日	
1．投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額		1．投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	
10,990,507円		8,937,331円	
2．分配金の計算過程 第89期計算期間末（平成30年 1 月22日）に、投資信託約款に基づき計算した1,389,973,242円（ 1 万口当たり2,410.25円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い57,669,342円（ 1 万口当たり100円）を分配しております。		2．分配金の計算過程 第95期計算期間末（平成30年 7 月23日）に、投資信託約款に基づき計算した1,505,790,379円（ 1 万口当たり2,844.21円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い26,471,149円（ 1 万口当たり50円）を分配しております。	
配当等収益 （費用控除後）	80,765,227円	配当等収益 （費用控除後）	81,935,620円
有価証券売買等損益	0円	有価証券売買等損益	0円
収益調整金	435,225,434円	収益調整金	444,218,135円
分配準備積立金	873,982,581円	分配準備積立金	979,636,624円
分配可能額	1,389,973,242円	分配可能額	1,505,790,379円
（ 1 万口当たり分配可能額）	(2,410.25円)	（ 1 万口当たり分配可能額）	(2,844.21円)
収益分配金	57,669,342円	収益分配金	26,471,149円
（ 1 万口当たり収益分配金）	(100円)	（ 1 万口当たり収益分配金）	(50円)
第90期計算期間末（平成30年 2 月21日）に、投資信託約款に基づき計算した1,378,884,534円（ 1 万口当たり2,449.28円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い56,297,471円（ 1 万口当たり100円）を分配しております。		第96期計算期間末（平成30年 8 月21日）に、投資信託約款に基づき計算した1,538,235,813円（ 1 万口当たり2,953.13円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い26,044,163円（ 1 万口当たり50円）を分配しております。	
配当等収益 （費用控除後）	78,273,564円	配当等収益 （費用控除後）	82,778,380円
有価証券売買等損益	0円	有価証券売買等損益	0円
収益調整金	434,105,421円	収益調整金	439,498,408円
分配準備積立金	866,505,549円	分配準備積立金	1,015,959,025円
分配可能額	1,378,884,534円	分配可能額	1,538,235,813円
（ 1 万口当たり分配可能額）	(2,449.28円)	（ 1 万口当たり分配可能額）	(2,953.13円)

収益分配金	56,297,471円
（１万口当たり収益分配金）	(100円)

第91期計算期間末（平成30年３月22日）に、投資信託約款に基づき計算した1,393,133,703円（１万口当たり2,493.20円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い55,877,267円（１万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	80,364,156円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	442,046,226円
分配準備積立金	870,723,321円
分配可能額	1,393,133,703円
（１万口当たり分配可能額）	(2,493.20円)
収益分配金	55,877,267円
（１万口当たり収益分配金）	(100円)

第92期計算期間末（平成30年４月23日）に、投資信託約款に基づき計算した1,423,843,114円（１万口当たり2,537.67円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い28,054,126円（１万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	80,902,794円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	458,402,615円
分配準備積立金	884,537,705円
分配可能額	1,423,843,114円
（１万口当たり分配可能額）	(2,537.67円)
収益分配金	28,054,126円
（１万口当たり収益分配金）	(50円)

第93期計算期間末（平成30年５月21日）に、投資信託約款に基づき計算した1,470,741,017円（１万口当たり2,637.46円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い27,881,762円（１万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	83,493,928円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	461,871,782円
分配準備積立金	925,375,307円
分配可能額	1,470,741,017円
（１万口当たり分配可能額）	(2,637.46円)
収益分配金	27,881,762円
（１万口当たり収益分配金）	(50円)

第94期計算期間末（平成30年６月21日）に、投資信託約款に基づき計算した1,490,122,652円（１万口当たり2,739.38円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い27,198,192円（１万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	82,638,051円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	453,599,674円
分配準備積立金	953,884,927円
分配可能額	1,490,122,652円
（１万口当たり分配可能額）	(2,739.38円)
収益分配金	27,198,192円
（１万口当たり収益分配金）	(50円)

収益分配金	26,044,163円
（１万口当たり収益分配金）	(50円)

第97期計算期間末（平成30年９月21日）に、投資信託約款に基づき計算した1,540,219,517円（１万口当たり3,065.46円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い25,122,166円（１万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	81,532,778円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	426,928,133円
分配準備積立金	1,031,758,606円
分配可能額	1,540,219,517円
（１万口当たり分配可能額）	(3,065.46円)
収益分配金	25,122,166円
（１万口当たり収益分配金）	(50円)

第98期計算期間末（平成30年10月22日）に、投資信託約款に基づき計算した1,573,942,850円（１万口当たり3,181.35円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い24,737,016円（１万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	82,072,851円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	423,333,068円
分配準備積立金	1,068,536,931円
分配可能額	1,573,942,850円
（１万口当たり分配可能額）	(3,181.35円)
収益分配金	24,737,016円
（１万口当たり収益分配金）	(50円)

第99期計算期間末（平成30年11月21日）に、投資信託約款に基づき計算した1,621,787,564円（１万口当たり3,302.00円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い24,557,629円（１万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	83,815,377円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	422,983,158円
分配準備積立金	1,114,989,029円
分配可能額	1,621,787,564円
（１万口当たり分配可能額）	(3,302.00円)
収益分配金	24,557,629円
（１万口当たり収益分配金）	(50円)

第100期計算期間末（平成30年12月21日）に、投資信託約款に基づき計算した1,671,300,330円（１万口当たり3,426.53円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い24,387,671円（１万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	85,124,107円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	423,368,351円
分配準備積立金	1,162,807,872円
分配可能額	1,671,300,330円
（１万口当たり分配可能額）	(3,426.53円)
収益分配金	24,387,671円
（１万口当たり収益分配金）	(50円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自 平成30年 6月22日 至 平成30年12月21日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、リスク管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 平成30年12月21日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

前期（平成30年6月21日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2
投資信託受益証券	111,556,998
合計	111,556,996

当期（平成30年12月21日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,511
投資信託受益証券	20,551,827
合計	20,554,338

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期（平成30年6月21日現在）

該当事項はありません。

当期（平成30年12月21日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当期（自 平成30年6月22日 至 平成30年12月21日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前期 平成30年6月21日現在	当期 平成30年12月21日現在
1口当たり純資産額 0.5706円 「1口＝1円（10,000口＝5,706円）」	1口当たり純資産額 0.5455円 「1口＝1円（10,000口＝5,455円）」

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (INR)	3,219,599,649	1,040,574,606	
	投資信託受益証券	PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (IDR)	3,433,625,644	1,070,261,113	

投資信託受益証券	PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (CNY)	929,034,268	489,879,769	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	25,106,357	25,533,165	
合計 4 銘柄		7,607,365,918	2,626,248,653	

< 参考 >

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	平成30年 6 月21日現在 金額（円）	平成30年12月21日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	166,420,954	816,788,598
コール・ローン	1,286,625,994	338,315,573
地方債証券	302,365,500	200,392,000
特殊債券	1,863,676,287	2,004,095,247
社債券	703,783,100	802,866,800
未収利息	7,211,578	8,368,235
前払費用	2,770,360	2,006,401
流動資産合計	4,332,853,773	4,172,832,854
資産合計	4,332,853,773	4,172,832,854
負債の部		
流動負債		
未払金	190,440,100	-
未払解約金	5,573,679	11,264,324
その他未払費用	5,650	11,171
流動負債合計	196,019,429	11,275,495
負債合計	196,019,429	11,275,495
純資産の部		
元本等		
元本	4,066,664,076	4,091,932,149
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	70,170,268	69,625,210
元本等合計	4,136,834,344	4,161,557,359
純資産合計	4,136,834,344	4,161,557,359
負債純資産合計	4,332,853,773	4,172,832,854

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成30年 6月22日 至 平成30年12月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成30年 6月21日現在	平成30年12月21日現在
1. 元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	3,350,014,092円	4,066,664,076円
期中追加設定元本額	3,005,047,137円	2,409,470,514円
期中一部解約元本額	2,288,397,153円	2,384,202,441円
元本の内訳		
S M B C ファンドラップ・G-REIT	63,430,237円	68,284,881円
S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド	251,089,139円	271,128,629円
S M B C ファンドラップ・欧州株	79,563,399円	87,861,150円
S M B C ファンドラップ・新興国株	38,570,187円	42,781,029円
S M B C ファンドラップ・コモディティ	23,068,045円	24,895,865円
S M B C ファンドラップ・米国債	105,220,708円	114,744,301円
S M B C ファンドラップ・欧州債	78,010,504円	85,376,872円
S M B C ファンドラップ・新興国債	47,039,200円	51,344,306円
S M B C ファンドラップ・日本グロース株	138,113,866円	153,366,883円
S M B C ファンドラップ・日本中小型株	32,189,126円	37,130,362円
S M B C ファンドラップ・日本債	924,662,025円	994,744,838円
D C 日本国債プラス	623,733,977円	926,176,313円
エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）	78,490,126円	61,079,802円
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）	274,423,709円	212,246,574円
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）	12,717,747円	10,329,963円
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース（毎月分配型）	414,017,283円	337,334,885円
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）	10,880,323円	8,270,583円
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）	214,533,132円	92,748,417円
エマージング・ボンド・ファンド（マネー・プールファンド）	270,939,396円	245,530,695円
大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）	170,729,629円	54,430,808円
エマージング好配当株オープン マネー・ポートフォリオ	3,401,783円	3,225,081円
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）	2,253,321円	1,818,259円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）	1,256,255円	1,676,084円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）	1,188,955円	1,712,172円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）	1,388,021円	870,792円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界6地域通貨コース）	5,883,472円	5,603,716円
米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジあり）	245,556円	245,556円
米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジなし）	245,556円	245,556円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネー・プールファンド）	38,101,914円	38,100,822円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース	26,628,801円	25,106,357円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース	1,924,194円	1,760,540円
アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネー・プールファンド）	1,043,147円	4,843,740円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円	270,889円

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	18,658,181円	18,658,181円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース	9,783円	9,783円
株式&通貨 資源ダブルフォーカス（毎月分配型）	4,007,475円	4,007,475円
日本株225・米ドルコース	49,237円	49,237円
日本株225・ブラジルリアルコース	393,895円	393,895円
日本株225・豪ドルコース	147,711円	147,711円
日本株225・資源3通貨コース	49,237円	49,237円
グローバルC Bオープン・高金利通貨コース	598,533円	598,533円
グローバルC Bオープン・円コース	827,757円	827,757円
グローバルC Bオープン（マネーブルーファンド）	8,717,833円	5,091,787円
オーストラリア高配当株プレミアム（毎月分配型）	1,057,457円	1,057,457円
スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型）	12,541,581円	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド（年2回決算型）	4,566,053円	4,566,053円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（毎月決算型）	14,309円	14,309円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（年2回決算型）	12,837円	12,837円
カナダ高配当株ツインα（毎月分配型）	66,417,109円	66,417,109円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円	196,696円
エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）	459,316円	426,329円
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月分配型）	5,082,458円	3,976,466円
カナダ高配当株ファンド	984円	984円
短期米ドル社債オープン<為替ヘッジなし>（毎月分配型）	98,290円	98,290円
短期米ドル社債ファンド2015-06（為替ヘッジあり）	98,242円	98,242円
短期米ドル社債ファンド2015-06（為替ヘッジなし）	98,242円	98,242円
短期米ドル社債オープン<為替ヘッジあり>（毎月分配型）	98,242円	98,242円
米国短期社債戦略ファンド2015-10（為替ヘッジあり）	149,304円	149,304円
米国短期社債戦略ファンド2015-10（為替ヘッジなし）	215,194円	215,194円
米国短期社債戦略ファンド2017-03（為替ヘッジあり）	1,751,754円	1,751,754円
世界リアルアセット・バランス（毎月決算型）	1,451,601円	1,451,601円
世界リアルアセット・バランス（資産成長型）	2,567,864円	2,567,864円
合計	4,066,664,076円	4,091,932,149円
2. 受益権の総数	4,066,664,076口	4,091,932,149口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成30年 6月22日 至 平成30年12月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、リスク管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	平成30年12月21日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
-----------	---

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（平成30年６月21日現在）

種類	計算期間 の損益に含まれた評価差額（円）
地 方 債 証 券	841,500
特 殊 債 券	7,978,993
社 債 券	917,900
合 計	9,738,393

「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成29年７月26日から平成30年６月21日まで）を指しております。

（平成30年12月21日現在）

種類	計算期間 の損益に含まれた評価差額（円）
地 方 債 証 券	1,277,300
特 殊 債 券	6,308,119
社 債 券	3,245,600
合 計	10,831,019

「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成30年７月26日から平成30年12月21日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（平成30年６月21日現在）

該当事項はありません。

（平成30年12月21日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成30年６月22日 至 平成30年12月21日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

平成30年６月21日現在	平成30年12月21日現在
１口当たり純資産額 1.0173円 「１口＝１円（10,000口＝10,173円）」	１口当たり純資産額 1.0170円 「１口＝１円（10,000口＝10,170円）」

（３）附属明細表

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	地方債証券	20-16 兵庫県公債	100,000,000	100,135,900	
	地方債証券	71 共同発行地方	100,000,000	100,256,100	
	特殊債券	7 政保原賠・廃炉	120,000,000	120,059,160	
	特殊債券	5 政保政策投資C0	100,000,000	100,465,700	
	特殊債券	18 政保政策投資C	400,000,000	400,077,600	
	特殊債券	77 政保道路機構	110,000,000	110,369,710	
	特殊債券	80 政保道路機構	105,000,000	105,740,355	
	特殊債券	82 政保道路機構	200,000,000	201,650,800	
	特殊債券	85 政保道路機構	320,000,000	322,901,760	
	特殊債券	6 政保地方公営機	10,000,000	10,031,600	
	特殊債券	7 政保地方公営機	100,000,000	100,465,700	
	特殊債券	8 政保地方公営機	100,000,000	100,675,300	
	特殊債券	2 政保地方公共団	318,000,000	320,659,752	
	特殊債券	20 政保西日本道	110,000,000	110,997,810	
	社債券	9 長谷工コ・ボ	100,000,000	100,251,700	
	社債券	69 新日本製鐵	100,000,000	100,278,200	
	社債券	10 小松製作所	100,000,000	100,138,800	
	社債券	2 大日本印刷	100,000,000	100,917,500	
	社債券	164 オリックス	100,000,000	100,689,000	

	社債券	37 三菱UFJリース	100,000,000	100,000,000	
	社債券	7 西日本旅客鉄道	100,000,000	100,016,000	
	社債券	304 北海道電力	100,000,000	100,575,600	
合計 22銘柄			2,993,000,000	3,007,354,047	

< 参考 >

当ファンドは、「PIMCO Asia High Income Bond Fund - J(INR)」、「PIMCO Asia High Income Bond Fund - J(IDR)」および「PIMCO Asia High Income Bond Fund - J(CNY)」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、この投資信託の受益証券であります。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

この投資信託は、2018年2月28日に計算期間が終了し、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、現地において独立監査人による財務書類の監査を受けております。

これら投資信託の「貸借対照表」、「損益計算書」、「純資産変動計算書」および「有価証券明細表」等は、「PIMCO Asia High Income Bond Fund」の2018年2月28日現在の財務諸表の原文を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

貸借対照表

ピムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンド

2018年2月28日に終了した年度

資産の部	(千円ドル)
投資 時価評価額	
有価証券	35,239
金融デリバティブ商品	
取引所取引または清算機関決済取引	4
店頭取引	744
差入委託証拠金	50
有価証券売却に係る未収入金	4
受益証券発行に係る未収入金	17
未収利息/未収配当金	461
合計	36,519
負債の部	
貸借およびその他金融取引	
リバースレボ取引に係る未払金	1,415
金融デリバティブ商品	
取引所取引または清算機関決済取引	8
店頭取引	519
受入証拠金	270
受益証券買戻に係る未払金	68
合計	2,280
純資産	34,239
有価証券簿価	35,367
金融デリバティブ商品の簿価またはプレミアム	0

純資産：

J (CNY)	6,779
J (IDR)	12,296
J (INR)	12,456
J (JPY, Hedged)	2,692
USD (USD)	16

発行済受益証券残高：

J (CNY)	1,081,996
---------	-----------

J (IDR)	3,077,597
J (INR)	2,979,614
J (JPY, Hedged)	403,710
USD (USD)	2

損益計算書

ピムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンド
2018年2月28日に終了した年度

(千米ドル)

収益:

受取利息	2,112
その他収益	2
収益合計	2,114

費用:

支払利息	2
その他費用	4
費用合計	6

純利益**2,108****実現益:**

有価証券	660
取引所取引または清算機関決済取引 金融デリバティブ商品	8
店頭取引 金融デリバティブ商品	2,493
外国為替	10
実現益 計	3,171

未実現（損）益の変動額:

有価証券	(1,520)
取引所取引または清算機関決済取引 金融デリバティブ商品	(3)
店頭取引 金融デリバティブ商品	(599)
外国為替 資産及び負債	1
未実現（損）の変動額	(2,121)
純益 計	1,050

運用による純資産の増加額**3,158****純資産変動計算書**

ピムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンド
2018年2月28日に終了した年度

(千米ドル)

純資産の増加（減少）額:**運用:**

投資収益	2,108
実現益	3,171
未実現（損）の変動額	(2,121)
運用による増加額	3,158

受益者への分配金:

J (CNY)	(1,450)
J (IDR)	(3,933)
J (INR)	(3,951)
J (JPY, Hedged)	(369)

USD (USD)	(1)
分配総額	(9,704)

ファンド受益証券取引

ファンド受益証券取引による（減少）額 (913)

純資産の（減少）額 合計 (7,459)

純資産

期首現在 41,698

期末現在 34,239

残高のゼロは、実際の金額が千未満であり切り捨てられている場合がある。

１．重要な会計方針

以下は、本トラストが米国で一般に認められた会計原則（「USGAAP」）に準拠してその財務諸表を作成するにあたって継続して従っている重要な会計方針の要約である。当ファンドは、USGAAPの報告義務に基づき投資会社として取り扱われる。USGAAPに従って財務諸表を作成するために、経営者は、決算日における資産・負債の報告額、偶発資産・負債の開示並びに報告期間における運用に伴う純資産の増加および減少の報告額に影響を与える、見積もり及び仮定を行っている。このような見積もりと実績は異なる可能性がある。

(a) 有価証券取引および投資収益

有価証券取引は財務報告の目的上、約定日基準で計上される。発行日前または遅延引渡基準で売買される有価証券は、約定日から通常の決済期間を超えて決済される場合がある。有価証券売却に係る実現損益は、個別原価法で計上される。配当収入は配当落ち日に計上される。ただし、例外的に、外国証券からの一部の配当金については、配当落ち日ではなく、配当日が確認できた時点で計上される。利息収入は、償却原価法によるディスカウント及びプレミアムの調整を行い、決済日から発生主義で計上される。ただし、先日付で効力が発生する証券の利息収入については、かかる時点から計上される。転換社債では、転換機能によるプレミアムは償却されない。特定の外国証券で見積もられた税金は発生主義で計上され、適宜、損益計算書において利息収入の構成要素または有価証券の未実現損益の変動として反映される。特定の外国証券を売却した結果計上される税金は、損益計算書において有価証券実現損益の一部として反映される。モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券に係る元本返済による損益が発生した場合は、損益計算書において利息収入の構成要素として計上される。

継続的に適用している手順に基づき、利息の全部もしくは一部の回収可能性が損なわれたと判断される場合、当該債権を未収利息不計上債権に分類して未収計上を停止し、計上されている未収利息を取り消す処理を行う場合がある。発行体が利息の支払いを復活した時、または利息の回収可能性が合理的に認められる時は、未収利息不計上債権の分類から解除する。

(b) 現金及び外国通貨

ファンドの財務諸表は、ファンドが運用されている主要な経済環境の通貨（「機能通貨」）を使用して表示される。当ファンドの機能通貨は米ドルである。

外国の有価証券、通貨並びにその他の資産及び負債の市場価格は、毎営業日の最新の為替レートに基づいてファンドの機能通貨に換算される。外国通貨建ての有価証券の売買や損益がある場合は、取引日の為替レートに基づいてファンドの夫々の機能通貨に換算される。当ファンドでは、投資している有価証券について、為替レートの変動による影響と市場価格の変動による影響とを区別して報告しておらず、いずれも損益計算書上で実現純損益および未実現損益の純変動額として計上される。当ファンドは、外国通貨建ての有価証券に投資し、その時点の為替市場レートを反映したスポット取引或いは為替予約取引を行うことがある。外国通貨のスポットでの売却による実現為替損益、有価証券取引の約定から決済の期間に発生した通貨の実現損益および、配当金、利息、外国源泉税の計上額と実際に受払いされた機能通貨換算額との差異は、損益計算書上で外国通貨取引の実現純損益に含まれる。期末時点における、投資有価証券以外の外国通貨建て資産または負債に係る為替レートの変動に伴う未実現為替損益は、損益計算書上の外国通貨建て資産および負債の未実現損益の純変動額に含まれる。

当ファンド（或いは、該当する場合は各クラス）の純資産額ならびにトータルリターンは、目論見書に定める純資産額の報告に用いる通貨（以下「NAV通貨」という。）で表示される。純資産額ならびにトータルリターンのNAV通貨での表示にあたっては、期初および期末の純資産額はそれぞれの時点の為替レートを用いて換算し、分配金は分配実施時の

為替レートで換算される。当ファンドのNAV通貨は、米ドルがNAV通貨と定められているUSDクラスを除き、日本円となっている。

(c) 複数クラスによる運営

本トラストにより募集される当ファンドの各クラスは、通貨ヘッジ運営に関連するクラスに係る特定の資産および損益を除いて、当ファンドの資産に対して、他のクラスと等しい権利を有する。収益、特定のクラスに帰属しない費用並びに実現および未実現損益は、それぞれのファンドの各クラスの純資産額に基づき、受益証券の各クラスに割当てられる。現状、特定のクラスに係る費用には、該当する場合はマネジメント報酬、投資顧問報酬、管理報酬および販売報酬が含まれる。

(d) 分配方針

以下の表は、予想されている当ファンドからの分配頻度を表している。当ファンドの分配は、投資顧問会社の承認においてのみ受益者に公表・実施することができ、その承認は投資顧問会社の裁量において留保されることもある。

毎月宣言して分配するファンド
ピムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンド ・ J (CNY) ・ J (IDR) ・ J (INR) ・ J (JPY, Hedged) ・ USD (USD)

分配金が支払われる場合、通常は当該ファンド（または該当する場合はそのクラス）の投資純利益から支払われる。さらに投資顧問会社は、分配可能な純実現益からの支払いを承認することができる。投資顧問会社が適切と判断した場合、追加の分配金が宣言され、支払われることがある。分配金の支払いは、どのファンド（または該当する場合はそのクラス）に対しても基準価額の減少をもたらす。受益者の裁量により、ファンド（または該当する場合はそのクラス）の現金分配は、同ファンド（または該当する場合はそのクラス）に再投資されるか、現金で受益者に支払われる。現金による支払いは、NAV通貨で支払われる。ファンド（または該当する場合はそのクラス）は、分配金について、合理的な水準を維持するために必要と考えられる場合、追加的な分配をすることがある。目論見書により要求されているファンド（または該当する場合はそのクラス）の分配金を支払うために十分な純利益および純実現益が存在しない場合、投資顧問会社は、ファンド（または該当する場合はそのクラス）の元本部分から分配金を支払うことがある。支払期日から6年以内に請求されなかった分配金について、その受領権は消滅し、ファンド（または該当する場合はそのクラス）の利益として計上される。

(e) 新会計基準

2016年3月、財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）は、会計基準書アップデート（Accounting Standards Update, ASU）（以下「ASU」という。）第2016-05号を公表した。当該ASUは、Accounting Standards Codification Topic（以下「ASC」と言う。）第815号におけるヘッジ会計の関係に対する、デリバティブ契約改訂の影響に関するガイダンスを提供するものである。当該ASUは、2017年12月15日より後に開始される会計年度および2018年12月15日より後に開始される会計年度の間期間より適用される。現在、経営陣は、当該改訂が財務諸表に及ぼす影響について評価中である。

2016年8月、FASBは、ASU第2016-15号を公表した。当該ASUは、ASC第230号を改訂するもので、特定の現金収入および現金支出のキャッシュフロー計算書上での分類について、明確なガイダンスを提供するものである。当該ASUは、2018年12月15日より後に開始する年度および2019年12月15日より後に開始される中間期間より適用される。現在、経営陣は、当該改訂が財務諸表に及ぼす影響について評価中である。

2016年11月、FASBは、ASU第2016-18号を公表した。当該ASUは、ASC第230号を改訂するもので、引出条件付現金ならびに同等物およびその変動に関するキャッシュフロー計算書上での分類および計上について、ガイダンスを提供するものである。当該ASUは、2018年12月15日より後に開始される年度および2019年12月15日より後に開始される中間期間より適用される。現在、経営陣は、当該改訂が財務諸表に及ぼす影響について評価中である。

2017年3月、FASBは、ASU第2017-08号を公表した。当該ASUは、プレミアム付きで購入したコール可能な負債性証券の償却期間に関し、ガイダンスを提供するものである。当該ASUは、2019年12月15日より後に開始される年度および2020年12月15日より後に開始される年度の中間期間より適用される。本ファンドは当該ASUを適用した。尚、当ASUの適用は、本ファンドの財務諸表に影響を及ぼしていない。

有価証券明細表：2018年2月28日

	額面（千米ドル）	評価額（千米ドル）
有価証券102.9%		
バミューダ1.2%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.2%		
GOME Retail Holdings Ltd.		
5.000% due 03/10/2020	200	200
Noble Group Ltd.		
6.750% due 01/29/2020	450	219
バミューダ 計		419
(取得原価 USD618)		
イギリス領バージン諸島10.0%		
CORPORATE BONDS & NOTES 10.0%		
Central Plaza Development Ltd.		
7.125% due 12/02/2019 (a)	200	208
China Reinsurance Finance Corp. Ltd.		
3.375% due 03/09/2022	400	387
Easy Tactic Ltd.		
5.750% due 01/13/2022	200	196
NWD Finance BVI Ltd.		
5.750% due 10/05/2021 (a)	550	520
Oceanwide Holdings International 2015 Co. Ltd.		
9.625% due 08/11/2020	150	152
RKI Overseas Finance 2016 A Ltd.		
5.000% due 08/09/2019	200	200
Studio City Co. Ltd.		
7.250% due 11/30/2021	900	948
Unigroup International Holdings Ltd.		
6.000% due 12/10/2020	300	308
Yingde Gases Investment Ltd.		
7.250% due 02/28/2020	200	207
Zhongrong International Bond 2016 Ltd.		
6.950% due 06/21/2019	300	301
イギリス領バージン諸島 計		3,427
(取得原価 USD3,431)		
ケイマン諸島28.7%		

CORPORATE BONDS & NOTES 28.7%

Agile Group Holdings Ltd.

9.000% due 05/21/2020	200	211
-----------------------	-----	-----

Central China Real Estate Ltd.

8.000% due 01/28/2020	300	307
-----------------------	-----	-----

China Aoyuan Property Group Ltd.

6.525% due 04/25/2019	200	203
-----------------------	-----	-----

China Evergrande Group

7.500% due 06/28/2023	200	198
-----------------------	-----	-----

8.250% due 03/23/2022	700	722
-----------------------	-----	-----

8.750% due 06/28/2025	978	984
-----------------------	-----	-----

CIFI Holdings Group Co. Ltd.

7.750% due 06/05/2020	200	209
-----------------------	-----	-----

Country Garden Holdings Co. Ltd.

4.750% due 07/25/2022 (b)	800	801
---------------------------	-----	-----

7.500% due 03/09/2020	200	208
-----------------------	-----	-----

eHi Car Services Ltd.

5.875% due 08/14/2022	200	198
-----------------------	-----	-----

Fantasia Holdings Group Co. Ltd.

7.375% due 10/04/2021	200	197
-----------------------	-----	-----

Garuda Indonesia Global Sukuk Ltd.

5.950% due 06/03/2020	200	201
-----------------------	-----	-----

Greentown China Holdings Ltd.

5.875% due 08/11/2020	200	204
-----------------------	-----	-----

Health & Happiness H&H International Holdings Ltd.

7.250% due 06/21/2021	400	416
-----------------------	-----	-----

Kaisa Group Holdings Ltd.

8.500% due 06/30/2022	817	786
-----------------------	-----	-----

KWG Property Holding Ltd.

5.875% due 11/10/2024	400	381
-----------------------	-----	-----

Logan Property Holdings Co. Ltd.

5.750% due 01/03/2022	300	293
-----------------------	-----	-----

Longfor Properties Co. Ltd.

4.500% due 01/16/2028	200	194
-----------------------	-----	-----

Powerlong Real Estate Holdings Ltd.

4.875% due 09/15/2021	200	191
-----------------------	-----	-----

Shimao Property Holdings Ltd.

4.750% due 07/03/2022	200	198
-----------------------	-----	-----

8.375% due 02/10/2022	500	539
Shui On Development Holding Ltd.		
5.700% due 02/06/2021	200	200
Sunac China Holdings Ltd.		
8.750% due 12/05/2019	200	209
Times China Holdings Ltd.		
6.250% due 01/23/2020	200	202
VLL International, Inc.		
5.750% due 11/28/2024	300	300
WTT Investment Ltd.		
5.500% due 11/21/2022	300	299
Wynn Macau Ltd.		
4.875% due 10/01/2024	500	491
Xinyuan Real Estate Co. Ltd.		
7.750% due 02/28/2021	200	192
Yingde Gases Investment Ltd.		
6.250% due 01/19/2023	300	302
ケイマン諸島 計		9,836
(取得原価 USD9,912)		
中国8.4%		
CORPORATE BONDS & NOTES 7.8%		
Chalieco Hong Kong Corp. Ltd.		
5.700% due 01/15/2020 (a)	300	305
Greenland Global Investment Ltd.		
5.875% due 07/03/2024	300	292
HeSteel Hong Kong Co. Ltd.		
4.250% due 04/07/2020	300	299
Overseas Chinese Town Asia Holdings Ltd.		
4.300% due 10/10/2020 (a)	200	197
Proven Honour Capital Ltd.		
4.125% due 05/19/2025	200	199
4.125% due 05/06/2026	200	197
Top Wise Excellence Enterprise Co. Ltd.		
6.000% due 03/16/2020	200	201
Xinhu BVI Holding Co. Ltd.		
6.000% due 03/01/2020	200	196
Yancoal International Resources Development Co. Ltd.		
5.750% due 04/13/2020 (a)	200	203

Yankuang Group Cayman Ltd.

4.750% due 11/30/2020	400	396
-----------------------	-----	-----

Zoomlion HK SPV Co. Ltd.

6.125% due 12/20/2022	200	203
		2,688

株数	評価額（千米ドル）
----	-----------

PREFERRED SECURITIES 0.6%**Postal Savings Bank of China Co. Ltd.**

4.500% due 9/27/2022** (a)	2,000	196
----------------------------	-------	-----

中国 計

		2,884
--	--	--------------

(取得原価 USD2,915)

額面（千米ドル）

香港11.0%**CORPORATE BONDS & NOTES 11.0%****Bank of East Asia Ltd.**

5.500% due 12/02/2020** (a)	200	202
-----------------------------	-----	-----

CITIC Ltd.

8.625% due 11/22/2018 (a)	200	208
---------------------------	-----	-----

CITIC Telecom International Finance Ltd.

6.100% due 03/05/2025	400	436
-----------------------	-----	-----

Dawn Victor Ltd.

5.500% due 06/05/2018	200	201
-----------------------	-----	-----

Far East Horizon Ltd.

4.350% due 06/14/2022 (a)	250	245
---------------------------	-----	-----

Fortune Star BVI Ltd.

5.250% due 03/23/2022	300	297
-----------------------	-----	-----

Franshion Brilliant Ltd.

5.750% due 01/17/2022 (a)	200	202
---------------------------	-----	-----

Huaneng Hong Kong Capital Ltd.

3.600% due 10/30/2022 (a)	200	192
---------------------------	-----	-----

Huarong Finance 2017 Co. Ltd.

4.500% due 01/24/2022 (a)	200	201
---------------------------	-----	-----

Industrial & Commercial Bank of China Asia Ltd.

4.250% due 07/21/2021** (a)	300	296
-----------------------------	-----	-----

Lenovo Group Ltd.

3.875% due 03/16/2022	200	197
-----------------------	-----	-----

Poly Real Estate Finance Ltd.

3.950% due 02/05/2023	400	397
-----------------------	-----	-----

Yanlord Land HK Co. Ltd.		
5.875% due 01/23/2022	400	404
Zhiyuan Group BVI Co. Ltd.		
6.200% due 01/11/2019	300	300
香港 計		3,778
(取得原価 USD3,738)		
インド 2.9%		
CORPORATE BONDS & NOTES 2.9%		
ABJA Investment Co. Pte Ltd.		
5.950% due 07/31/2024	200	208
Delhi International Airport Ltd.		
6.125% due 10/31/2026	200	209
GMR Hyderabad International Airport Ltd.		
4.250% due 10/27/2027	200	188
HPCL-Mittal Energy Ltd.		
5.250% due 04/28/2027 (b)	200	199
JSW Steel Ltd.		
4.750% due 11/12/2019	200	202
インド 計		1,006
(取得原価 USD1,031)		
インドネシア 2.4%		
CORPORATE BONDS & NOTES 2.4%		
Bukit Makmur Mandiri Utama PT		
7.750% due 02/13/2022	300	317
Indika Energy Capital III Pte Ltd.		
5.875% due 11/09/2024	200	196
Medco Straits Services Pte Ltd.		
8.500% due 08/17/2022	300	322
インドネシア 計		835
(取得原価 USD802)		
ジャージー、チャネル諸島0.6%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.6%		
West China Cement Ltd.		
6.500% due 09/11/2019	200	205
ジャージー、チャネル諸島 計		205
(取得原価 USD199)		
マレーシア 0.6%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.6%		

Press Metal Labuan Ltd.		
4.800% due 10/30/2022	200	199
マレーシア 計		199
(取得原価 USD200)		
モーリシャス 2.2%		
CORPORATE BONDS & NOTES 2.2%		
Greenko Dutch BV		
4.875% due 07/24/2022	150	147
Neerg Energy Ltd.		
6.000% due 02/13/2022	600	604
モーリシャス 計		751
(取得原価 USD757)		
モンゴル 3.0%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.7%		
Trade & Development Bank of Mongolia LLC		
9.375% due 05/19/2020	200	218
SOVEREIGN ISSUES 2.3%		
Mongolia Government International Bond		
5.125% due 12/05/2022	800	789
モンゴル 計		1,007
(取得原価 USD957)		
オランダ 1.2%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.2%		
Indo Energy Finance II BV		
6.375% due 01/24/2023	400	405
オランダ 計		405
(取得原価 USD313)		
パキスタン 4.8%		
SOVEREIGN ISSUES 4.8%		
Pakistan Government International Bond		
6.875% due 12/05/2027	700	692
7.250% due 04/15/2019	500	514
8.250% due 04/15/2024	400	433
パキスタン 計		1,639
(取得原価 USD1,648)		
フィリピン 1.2%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.2%		
ICTSI Treasury BV		
5.875% due 09/17/2025	200	217

Royal Capital BV		
4.875% due 05/05/2024 (a)	200	198
フィリピン 計		415
(取得原価 USD411)		
シンガポール4.7%		
CORPORATE BONDS & NOTES 4.7%		
Alam Synergy Pte Ltd.		
6.625% due 04/24/2022	200	197
Marble II Pte Ltd.		
5.300% due 06/20/2022 (b)	500	501
Olam International Ltd.		
4.500% due 02/05/2020	300	299
Pratama Agung Pte Ltd.		
6.250% due 02/24/2020	200	207
STATS ChipPAC Pte Ltd.		
8.500% due 11/24/2020	200	215
Theta Capital Pte Ltd.		
7.000% due 04/11/2022	200	201
シンガポール 計		1,620
(取得原価 USD1,613)		
韓国2.1%		
CORPORATE BONDS & NOTES 2.1%		
Woori Bank		
5.250% due 05/16/2022** (a)	700	704
韓国 計		704
(取得原価 USD700)		
スリランカ 5.7%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.8%		
National Savings Bank		
5.150% due 09/10/2019	300	303
SriLankan Airlines Ltd.		
5.300% due 06/27/2019	300	302
		605
SOVEREIGN ISSUES 3.9%		
Sri Lanka Government International Bond		
5.875% due 07/25/2022	200	204
6.125% due 06/03/2025	300	304
6.250% due 10/04/2020	600	623

6.850% due 11/03/2025		200	210
			1,341
スリランカ 計			1,946
(取得原価 USD1,974)			
イギリス 2.7%			
CORPORATE BONDS & NOTES 2.7%			
Vedanta Resources PLC			
6.375% due 07/30/2022		900	927
イギリス 計			927
(取得原価 USD912)			
短期商品9.5%			
コマーシャル・ペーパー 9.1%			
Federal Home Loan Bank			
1.371% due 03/07/2018		1,100	1,100
1.425% due 04/13/2018		900	898
1.445% due 04/27/2018		200	199
1.523% due 04/06/2018		200	200
1.563% due 04/11/2018		500	499
1.564% due 04/18/2018		200	200
			3,096
定期預金0.4%			
ANZ National Bank			
0.930% due 03/01/2018		22	22
Bank of Nova Scotia			
0.930% due 03/01/2018		32	32
Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd.			
(0.310%) due 03/01/2018	/	1	0
Citibank N.A.			
0.930% due 03/01/2018	USD	12	12
Deutsche Bank AG			
0.550% due 03/01/2018	CAD	1	1
0.930% due 03/01/2018	USD	11	11
DnB NORBank ASA			
0.930% due 03/01/2018		22	22
HSBC Bank			
(0.580%) due 03/01/2018	EUR	8	10
0.230% due 03/01/2018	GBP	1	1
JPMorgan Chase & Co.			
0.930% due 03/01/2018	USD	22	22

National Australia Bank Ltd.

0.930% due 03/01/2018 1 1

Sumitomo Mitsui Banking Corp.

(0.580%) due 03/01/2018 EUR 5 6
140

短期商品 計 3,236

(取得原価 USD3,236)

有価証券 計 102.9% USD 35,239

(取得原価 USD35,367)

金融デリバティブ商品(c)(e) 0.6% 221

(取得原価またはプレミアム, 純額 USD0)

その他資産及び負債、純額(3.5%) (1,221)

純資産100.0% USD 34,239

有価証券に対する注記（単位：1,000^{*}、契約額を除く）:

* 残高のゼロは、実際の金額が千未満であり切り捨てられている場合がある。

** 転換社債

(a) 永久債、記載している日付は次回の契約上の任意償還日。

貸借取引及びその他金融取引

リバースレガ取引：

取引先	貸借料率	貸借日	満期日 ⁽¹⁾	貸借額 ⁽²⁾	リバースレガ取引 に対する支払い	
					USD	
JML	0.250%	01/11/2018	N/A	(210)	USD	(211)
JML	0.500%	02/06/2018	N/A	(800)		(800)
JML	0.750%	02/22/2018	N/A	(404)		(404)
リバースレガ取引 計					USD	(1,415)

(1) 未決済リバースレガ取引の満期日

(2) 2018年2月28日に終了した年度における未決済の貸借取引の平均は、1,371 米ドルで加重平均利率は（0.608%）。貸借取引の平均には期間内の買戻し取引及びリバースレガ取引が含まれる。

担保付借り入れとして計算される取引

契約に係る取引期間					計
翌日以降	30日以内	31-90日	90日以上		

リバースレガ取引

Non - U.S. Corporate Debt	USD	0	USD	0	USD	0	USD	(1,415)	USD	(1,415)
	USD									
リバースレガ取引 計	0	USD	0	USD	0	USD	0	USD	(1,415)	USD (1,415)
	USD									
貸借取引 計	0	USD	0	USD	0	USD	0	USD	(1,415)	USD (1,415)
リバースレガ取引に係る未払金										USD (1,415)

貸借取引及びその他金融取引の要約

貸借取引及びその他金融取引の評価額の取引先別及び2018年2月28日現在の担保の（受入）差入の要約は以下の通り：

(b) 2018年2月28日現在、1,401 米ドル相当の有価証券が以下の取引に係る担保として差し入れられている。

取引先	リバースレガ		買戻し		空売り		貸借取引		エクスポージャー	
	レガ取引に係る	取引に係る	取引に係る	取引に係る	取引に係る	取引に係る	及びその他	担保	ジャー	（純額） ⁽³⁾
	受取り	支払い	支払い	支払い	支払い	支払い	金融取引 計	差入/(受取)		
Global/Master Repurchase Agreement										
JML	USD 0	USD (1,415)	USD 0	USD 0	USD (1,415)	USD 1,401	USD (14)			
貸借取引及びその他金融取引 計	USD 0	USD (1,415)	USD 0	USD 0						

(3) エクスポージャー（純額）とは、デフォルトなどの出来事が生じた場合に取引先からまたは取引先に対して義務が生じる受取額または支払額の純額のことである。貸借取引及びその他金融取引に係るエクスポージャーは、法的に同一な企業に対する同一の契約に基づいた取引のみ相殺することができる。

(c) 金融デリバティブ商品：取引所取引または清算機関決済取引

先物取引：

銘柄	タイプ	期日	数量	評価（損）益	証拠金	
					資産	負債
U.S. Treasury 5-Year Note June Futures						USD
	Long	06/2018	10	USD 0	USD 1	0
U.S. Treasury 10-Year Note June Futures						USD
	Long	06/2018	16	1	3	0
U.S. Treasury 30-Year Bond June Futures						USD
	Short	06/2018	7	(4)	0	(8)
						USD
先物取引 計				USD (3)	USD 4	(8)

金融デリバティブ商品：取引所取引または清算機関決済取引の要約

以下は、2018年2月28日現在の取引所取引または清算機関決済取引の金融デリバティブ商品に係る評価額の要約である：

(d) 2018年2月28日現在、現金 50 米ドルが取引所及び清算機関決済による金融デリバティブ商品に係る担保として差し入れられている。

	金融デリバティブ資産						金融デリバティブ負債					
	評価額			証拠金資産			評価額			証拠金負債		
	オプション						オプション					
	(買い)			先物	スワップ	計	(売り)			先物	スワップ	計
取引所取引または				USD		USD						USD
清算機関決済取引 計	USD	0	4	USD	0	4	USD	0	USD	(8)	USD	0 (8)

(e) 金融デリバティブ商品：店頭取引

J (CNY) クラスの外国為替予約取引：

取引先	決済月	売為替	買為替	評価（損）益	
				資産	負債
BOA	03/2018	CNY 173	USD 26	USD 0	USD (1)
BPS	03/2018	40	6	0	0
BPS	03/2018	USD 1,468	CNY 9,749	71	0
BPS	06/2018	CNY 204	USD 32	0	0
BRC	03/2018	USD 2,831	CNY 18,951	161	0
DUB	03/2018	2,830	18,942	160	0
GLM	03/2018	CNY 404	USD 62	0	(2)
GLM	03/2018	USD 11	CNY 73	1	0
HUS	03/2018	CNY 18,968	USD 2,993	8	(9)
HUS	03/2018	USD 104	CNY 693	5	0
HUS	06/2018	2,708	17,210	0	(10)
JPM	03/2018	CNY 599	USD 94	0	(1)
JPM	03/2018	USD 12	CNY 76	0	0
JPM	06/2018	CNY 32	USD 5	0	0
SCX	03/2018	198	31	0	0
SCX	03/2018	USD 46	CNY 296	1	0
SCX	06/2018	CNY 32	USD 5	0	0
SOG	03/2018	2,750	424	1	(11)
SOG	03/2018	USD 83	CNY 534	1	0
				USD 409	USD (34)

J (IDR) クラスの外国為替予約取引：

取引先	決済月	売為替	買為替	評価（損）益	
				資産	負債
DUB	03/2018	IDR 3,897,792	USD 288	USD 5	USD 0

GLM	03/2018		5,933,987		435	5	0		
GLM	03/2018	USD	29	IDR	395,033	0	0		
HUS	03/2018	IDR	3,789,022	USD	277	2	0		
HUS	03/2018	USD	1,596	IDR	21,870,632	0	(9)		
HUS	06/2018	IDR	20,703,640	USD	1,498	9	0		
JPM	03/2018		9,257,254		685	13	0		
JPM	03/2018	USD	92	IDR	1,232,156	0	(3)		
JPM	06/2018	IDR	2,014,775	USD	145	0	0		
MSB	03/2018		241,731		18	1	0		
NGF	03/2018	USD	3,492	IDR	46,676,029	0	(108)		
SCX	03/2018	IDR	146,786	USD	11	0	0		
SCX	03/2018	USD	125	IDR	1,683,754	0	(3)		
SCX	03/2018		5,366		71,792,378	0	(161)		
SOG	03/2018	IDR	1,939,712	USD	144	3	0		
SOG	03/2018	USD	15	IDR	202,320	0	0		
SOG	06/2018		97		1,338,315	0	(1)		
UAG	03/2018	IDR	177,611	USD	13	0	0		
UAG	03/2018	USD	5,412	IDR	72,373,383	0	(165)		
UAG	06/2018	IDR	137,716	USD	10	0	0		
						USD	38	USD	(450)

J（INR）クラスの外国為替予約取引：

取引先	決済月	売為替	買為替	評価（損）益					
				資産		負債			
BOA	03/2018	INR	2,471	USD	38	USD	0	USD	0
BOA	03/2018	USD	57	INR	3,734		0		0
BPS	03/2018		5,433		360,845		88		0
CBK	06/2018	INR	661	USD	10		0		0
GLM	03/2018		12,315		190		2		0
GLM	03/2018	USD	30	INR	1,931		0		(1)
GLM	06/2018	INR	1,759	USD	27		0		0
HUS	03/2018		4,923		77		2		0
HUS	03/2018	USD	26	INR	1,662		0		(1)
HUS	06/2018	INR	1,124	USD	17		0		0
JPM	03/2018		48,723		749		5		(1)
JPM	03/2018	USD	3,995	INR	265,039		62		(3)
JPM	06/2018	INR	32,725	USD	502		7		0
JPM	06/2018	USD	183	INR	12,019		0		(1)
SCX	03/2018	INR	324,733	USD	4,990		22		0
SCX	03/2018	USD	4,584	INR	302,424		43		0
SCX	06/2018		4,931		324,733		0		(22)
SOG	03/2018	INR	23,337	USD	364		7		0

SOG	03/2018	USD	20	INR	1,287	0	0		
SOG	06/2018	INR	1,956	USD	30	0	0		
SOG	06/2018	USD	9	INR	589	0	0		
UAG	03/2018	INR	718	USD	11	0	0		
UAG	06/2018		658		10	0	0		
						USD	238	USD	(29)

J（JPY，HEDGED）クラスの外国為替予約取引：

				評価（損）益					
		売為替		買為替		資産		負債	
取引先	決済月								
BOA	03/2018	JPY	4,975	USD	46	USD	0	USD	0
BPS	03/2018		95,095		889		0		(3)
BPS	03/2018	USD	936	JPY	101,767		18		0
BPS	04/2018		891		95,095		3		0
BRC	03/2018	JPY	142	USD	1		0		0
CBK	03/2018	USD	8	JPY	866		0		0
FBF	03/2018	JPY	91,452	USD	854		0		(3)
FBF	03/2018		1,847		17		0		0
FBF	04/2018	USD	873	JPY	93,299		3		0
GLM	03/2018	JPY	1,035	USD	10		0		0
GLM	03/2018	USD	10	JPY	1,086		0		0
HUS	03/2018	JPY	2,551	USD	24		0		0
HUS	03/2018	USD	17	JPY	1,847		0		0
JPM	03/2018		820		89,036		15		0
MSB	03/2018	JPY	100,822	USD	945		0		0
MSB	04/2018	USD	947	JPY	100,822		0		0
NAB	03/2018		1,042		113,227		19		0
RBC	03/2018		81		8,651		1		0
TOR	03/2018	JPY	3,533	USD	33		0		0
UAG	03/2018		17,579		164		0		0
						USD	59	USD	(6)
外国為替予約取引 計						USD	744	USD	(519)

金融デリバティブ商品：店頭取引の要約

以下は、2018年2月28日現在の店頭金融デリバティブ商品及び担保差入（受入）に係る評価額の取引先別の要約である：

金融デリバティブ資産					金融デリバティブ負債					店頭デリバ	エクスポー		
												タイプ	担保差入/ ジャー
取引先	外国為替 予約取引	オプション （買い）	スワップ	店頭取引 計	外国為替 予約取引	オプション （売り）	スワップ	店頭取引 計	評価額				

	USD				USD				USD				USD				USD				USD																			
BOA	0		0		0		0		USD	(1) 0		0		(1)		(1)		0		(1)																				
BPS	180		0		0		180		(3)	0		0		(3)		177		(270)		(93)																				
BRC	161		0		0		161		0	0		0		0		161		0		161																				
	金融デリバティブ資産								金融デリバティブ負債																															
																	エクスポージャー																							
	外国為替				オプション				店頭取引				外国為替				オプション				店頭取引				店頭デリバ				タイプ				担保差入/				（純額）			
取引先	予約取引		（買い）		スワップ		計		予約取引		（売り）		スワップ		計		評価額		（受取）		（1）																			
CBK	USD	0	USD	0	USD	0	USD	0	USD	0	USD	0	USD	0	USD	0	USD	0	USD	0	USD	0																		
DUB	165		0		0		165		0	0		0		0		165		0		165																				
FBF	3		0		0		3		(3)	0		0		(3)		0		0		0																				
GLM	8		0		0		8		(3)	0		0		(3)		5		0		5																				
HUS	26		0		0		26		(29)	0		0		(29)		(3)		0		(3)																				
JPM	102		0		0		102		(9)	0		0		(9)		93		0		93																				
MSB	1		0		0		1		0	0		0		0		1		0		1																				
NAB	19		0		0		19		0	0		0		0		19		0		19																				
NGF	0		0		0		0		(108)	0		0		(108)		(108)		0		(108)																				
RBC	1		0		0		1		0	0		0		0		1		0		1																				
SCX	66		0		0		66		(186)	0		0		(186)		(120)		0		(120)																				
SOG	12		0		0		12		(12)	0		0		(12)		0		0		0																				
TOR	0		0		0		0		0	0		0		0		0		0		0																				
UAG	0		0		0		0		(165)	0		0		(165)		(165)		0		(165)																				

			USD		USD			USD
店頭取引 計	USD	744	USD	0	USD	0	USD	0
			744		(519)		0	(519)

(1)エクスポージャー（純額）とは、デフォルトなどの出来事が生じた場合に取引先からまたは取引先に対して義務が生じる受取額または支払額の純額のことである。店頭金融デリバティブ商品に係るエクスポージャーは、法的に同一な企業に対する同一の契約に基づいた取引のみ相殺することができる。

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、リスク・エクスポージャーによって分類されたデリバティブ取引の公正価値の要約である。

2018年2月28日現在の貸借対照表上の金融デリバティブ商品の公正価値：

	ヘッジ取引として計上されないデリバティブ取引					
	商品取引	債券取引	株式取引	外国為替取引	金利取引	合計
金融デリバティブ商品 - 資産						
取引所取引または清算機関決済取引	USD	USD	USD	USD	USD	USD
先物	0	0	0	0	4	4
店頭取引	USD	USD	USD	USD	USD	USD
外国為替予約取引	0	0	0	744	0	744
	USD	USD	USD	USD	USD	USD
	0	0	0	744	4	748
金融デリバティブ商品 - 負債						
取引所取引または清算機関決済取引	USD	USD	USD	USD	USD	USD
先物	0	0	0	0	(8)	(8)
店頭取引	USD	USD	USD	USD	USD	USD
外国為替予約取引	0	0	0	(519)	0	(519)
	USD	USD	USD	USD	USD	USD
	0	0	0	(519)	(8)	(527)

2018年2月28日現在の損益計算書上の金融デリバティブ商品の影響：

	ヘッジ取引として計上されないデリバティブ取引					
	商品取引	債券取引	株式取引	外国為替取引	金利取引	合計
金融デリバティブ商品に係る実現（損）益						
取引所取引または清算機関決済取引	USD	USD	USD	USD	USD	USD
先物	0	0	0	0	(17)	(17)
スワップ	0	25	0	0	0	25
	USD	USD	USD	USD	USD	USD
	0	25	0	0	(17)	8

店頭取引

外国為替予約取引	USD	0	USD	0	USD	0	USD	2,484	USD	0	USD	2,484
スワップ		0		9		0		0		0		9
	USD	0	USD	9	USD	0	USD	2,484	USD	0	USD	2,493
	USD	0	USD	34	USD	0	USD	2,484	USD	(17)	USD	2,501

ヘッジ取引として計上されないデリバティブ取引

	商品取引	債券取引	株式取引	外国為替取引	金利取引	合計
--	------	------	------	--------	------	----

金融デリバティブ商品に係る未実現（損）益の変動

取引所取引または清算機関決済取引

先物	USD	0	USD	0	USD	0	USD	0	USD	(3)	USD	(3)
----	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	-----	-----	-----

店頭取引

外国為替予約取引	USD	0	USD	0	USD	0	USD	(599)	USD	0	USD	(599)
	USD	0	USD	0	USD	0	USD	(599)	USD	(3)	USD	(602)

公正価値測定

以下は2018年2月28日現在で当ファンドの資産・負債を評価する際に用いたインプットに従った公正価値の要約である：

分類及びサブ分類	公正価値			
	2018年2月28日			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	現在
有価証券、時価				
バミューダ				
Corporate Bonds & Notes	USD	0	USD	419
イギリス領バージン諸島				
Corporate Bonds & Notes		0		3,427
ケイマン諸島				
Corporate Bonds & Notes		0		9,836
中国				
Corporate Bonds & Notes		0		2,688
Preferred Securities		0		196
香港				
Corporate Bonds & Notes		0		3,778
インド				
Corporate Bonds & Notes		0		1,006
インドネシア				
Corporate Bonds & Notes		0		835
ジャージー、チャネル諸島				
Corporate Bonds & Notes		0		205

マレーシア							
Corporate Bonds & Notes	0	199	0	199			
モーリシャス							
Corporate Bonds & Notes	0	751	0	751			
モンゴル							
Corporate Bonds & Notes	0	218	0	218			
Sovereign Issues	0	789	0	789			
オランダ							
Corporate Bonds & Notes	0	405	0	405			
パキスタン							
Sovereign Issues	0	1,639	0	1,639			
フィリピン							
Corporate Bonds & Notes	0	415	0	415			
シンガポール							
Corporate Bonds & Notes	0	1,620	0	1,620			
韓国							
Corporate Bonds & Notes	0	704	0	704			
スリランカ							
Corporate Bonds & Notes	0	605	0	605			
Sovereign Issues	0	1,341	0	1,341			
イギリス							
Corporate Bonds & Notes	0	927	0	927			
短期商品	0	3,236	0	3,236			

USD							
投資 計	USD	0	USD	35,239	USD	0	35,239
金融デリバティブ商品- 資産							
取引所取引または清算機関決済取引		4		0		0	4
店頭取引		0		744		0	744
	USD	4	USD	744	USD	0	USD 748

								公正価値
								2018年2月28日
分類及びサブ分類	レベル 1		レベル 2		レベル 3		現在	
金融デリバティブ商品 - 負債								
	USD							
取引所取引または清算機関決済取引	(8)	USD	0		USD	0	USD	(8)
店頭取引	0		(519)			0		(519)
	USD							
	(8)	USD	(519)		USD	0		(527)
合計	USD	(4)	USD	35,464	USD	0	USD	35,460

2018年2月28日に終了した期間中に、レベル1、レベル2及びレベル3の間で異動はなかった。

【アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成30年 6 月21日現在	当期 平成30年12月21日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	890,054	5,175,237
コール・ローン	6,881,146	2,143,594
投資信託受益証券	247,650,644	205,266,034
親投資信託受益証券	1,957,482	1,790,469
未収入金	150	-
流動資産合計	257,379,476	214,375,334
資産合計	257,379,476	214,375,334
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,151,965	998,954
未払解約金	29,999	-
未払受託者報酬	6,174	4,728
未払委託者報酬	383,255	293,560
その他未払費用	15,388	11,749
流動負債合計	1,586,781	1,308,991
負債合計	1,586,781	1,308,991
純資産の部		
元本等		
元本	383,988,623	332,984,861
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	128,195,928	119,918,518
（分配準備積立金）	3,223,417	8,820,408
元本等合計	255,792,695	213,066,343
純資産合計	255,792,695	213,066,343
負債純資産合計	257,379,476	214,375,334

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 平成29年12月22日 平成30年 6 月21日	自 至	当期 平成30年 6 月22日 平成30年12月21日
営業収益				
受取配当金		17,205,161		14,333,242
受取利息		16		37
有価証券売買等損益		27,423,154		15,571,404
営業収益合計		10,217,977		1,238,125
営業費用				
支払利息		2,990		2,938
受託者報酬		40,629		30,966
委託者報酬		2,521,830		1,922,393
その他費用		15,444		11,920
営業費用合計		2,580,893		1,968,217
営業利益又は営業損失（　）		12,798,870		3,206,342
経常利益又は経常損失（　）		12,798,870		3,206,342
当期純利益又は当期純損失（　）		12,798,870		3,206,342
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（　）		161,578		397,197
期首剰余金又は期首欠損金（　）		134,447,092		128,195,928
剰余金増加額又は欠損金減少額		37,446,074		18,255,313
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		37,446,074		18,255,313
剰余金減少額又は欠損金増加額		6,854,302		940,788
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		6,854,302		940,788
分配金		11,703,316		6,227,970
期末剰余金又は期末欠損金（　）		128,195,928		119,918,518

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期
	自 平成30年 6月22日 至 平成30年12月21日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期	当期
	平成30年 6月21日現在	平成30年12月21日現在
１．元本状況		
期首元本額	487,102,175円	383,988,623円
期中追加設定元本額	23,226,813円	2,717,147円
期中一部解約元本額	126,340,365円	53,720,909円
２．受益権の総数	383,988,623口	332,984,861口
３．元本の欠損	128,195,928円	119,918,518円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 平成29年12月22日 至 平成30年 6月21日		当期 自 平成30年 6月22日 至 平成30年12月21日	
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額		1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	
946,832円		718,355円	
2. 分配金の計算過程 第89期計算期間末（平成30年 1月22日）に、投資信託約款に基づき計算した10,035,432円（ 1万口当たり207.43円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,902,830円（ 1万口当たり60円）を分配しております。		2. 分配金の計算過程 第95期計算期間末（平成30年 7月23日）に、投資信託約款に基づき計算した10,123,088円（ 1万口当たり282.00円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い11,076,912円（ 1万口当たり30円）を分配しております。	
配当等収益 （費用控除後）	2,756,433円	配当等収益 （費用控除後）	2,075,674円
有価証券売買等損益	0円	有価証券売買等損益	0円
収益調整金	7,259,048円	収益調整金	5,041,250円
分配準備積立金	19,951円	分配準備積立金	3,006,164円
分配可能額	10,035,432円	分配可能額	10,123,088円
（ 1万口当たり分配可能額）	(207.43円)	（ 1万口当たり分配可能額）	(282.00円)
収益分配金	2,902,830円	収益分配金	1,076,912円
（ 1万口当たり収益分配金）	(60円)	（ 1万口当たり収益分配金）	(30円)
第90期計算期間末（平成30年 2月21日）に、投資信託約款に基づき計算した9,041,052円（ 1万口当たり202.35円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,680,825円（ 1万口当たり60円）を分配しております。		第96期計算期間末（平成30年 8月21日）に、投資信託約款に基づき計算した11,261,477円（ 1万口当たり313.41円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い11,077,970円（ 1万口当たり30円）を分配しております。	
配当等収益 （費用控除後）	2,454,004円	配当等収益 （費用控除後）	2,206,419円
有価証券売買等損益	0円	有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	6,570,280円	収益調整金	5,050,642円
分配準備積立金	16,768円	分配準備積立金	4,004,416円

分配可能額	9,041,052円
（１万口当たり分配可能額）	(202.35円)
収益分配金	2,680,825円
（１万口当たり収益分配金）	(60円)

第91期計算期間末（平成30年３月22日）に、投資信託約款に基づき計算した8,295,550円（１万口当たり200.21円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い2,486,108円（１万口当たり60円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	2,397,125円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	5,886,151円
分配準備積立金	12,274円
分配可能額	8,295,550円
（１万口当たり分配可能額）	(200.21円)
収益分配金	2,486,108円
（１万口当たり収益分配金）	(60円)

第92期計算期間末（平成30年４月23日）に、投資信託約款に基づき計算した8,206,884円（１万口当たり197.33円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1,247,674円（１万口当たり30円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	2,375,768円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	5,824,986円
分配準備積立金	6,130円
分配可能額	8,206,884円
（１万口当たり分配可能額）	(197.33円)
収益分配金	1,247,674円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

第93期計算期間末（平成30年５月21日）に、投資信託約款に基づき計算した9,310,291円（１万口当たり226.36円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1,233,914円（１万口当たり30円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	2,427,827円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	5,764,658円
分配準備積立金	1,117,806円
分配可能額	9,310,291円
（１万口当たり分配可能額）	(226.36円)
収益分配金	1,233,914円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

第94期計算期間末（平成30年６月21日）に、投資信託約款に基づき計算した9,760,120円（１万口当たり254.18円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1,151,965円（１万口当たり30円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	2,220,125円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	5,384,738円
分配準備積立金	2,155,257円
分配可能額	9,760,120円
（１万口当たり分配可能額）	(254.18円)
収益分配金	1,151,965円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

分配可能額	11,261,477円
（１万口当たり分配可能額）	(313.41円)
収益分配金	1,077,970円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

第97期計算期間末（平成30年９月21日）に、投資信託約款に基づき計算した11,870,468円（１万口当たり342.48円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1,039,804円（１万口当たり30円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	2,047,501円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	4,876,686円
分配準備積立金	4,946,281円
分配可能額	11,870,468円
（１万口当たり分配可能額）	(342.48円)
収益分配金	1,039,804円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

第98期計算期間末（平成30年10月22日）に、投資信託約款に基づき計算した12,758,685円（１万口当たり372.69円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1,027,030円（１万口当たり30円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	2,061,072円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	4,821,828円
分配準備積立金	5,875,785円
分配可能額	12,758,685円
（１万口当たり分配可能額）	(372.69円)
収益分配金	1,027,030円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

第99期計算期間末（平成30年11月21日）に、投資信託約款に基づき計算した13,531,370円（１万口当たり403.00円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1,007,300円（１万口当たり30円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	2,025,045円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	4,737,141円
分配準備積立金	6,769,184円
分配可能額	13,531,370円
（１万口当たり分配可能額）	(403.00円)
収益分配金	1,007,300円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

第100期計算期間末（平成30年12月21日）に、投資信託約款に基づき計算した14,525,993円（１万口当たり436.24円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い998,954円（１万口当たり30円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	2,105,688円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	4,706,631円
分配準備積立金	7,713,674円
分配可能額	14,525,993円
（１万口当たり分配可能額）	(436.24円)
収益分配金	998,954円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	当期
	自 平成30年６月22日 至 平成30年12月21日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、リスク管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 平成30年12月21日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

前期（平成30年6月21日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2
投資信託受益証券	3,599,913
合計	3,599,915

当期（平成30年12月21日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	174
投資信託受益証券	921,174
合計	921,000

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期（平成30年6月21日現在）

該当事項はありません。

当期（平成30年12月21日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当期（自 平成30年6月22日 至 平成30年12月21日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前期 平成30年6月21日現在	当期 平成30年12月21日現在
1口当たり純資産額 0.6661円 「1口 = 1円（10,000口 = 6,661円）」	1口当たり純資産額 0.6399円 「1口 = 1円（10,000口 = 6,399円）」

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (JPY, Hedged)	332,791,884	205,266,034	

	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド	1,760,540	1,790,469	
合計 2 銘柄			334,552,424	207,056,503	

< 参考 >

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

当ファンドは、「PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (JPY, Hedged)」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、この投資信託の受益証券です。

これらのファンドの状況は、前記「アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース」に記載のとおりであります。

【アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第16期 平成30年 6 月21日現在	第17期 平成30年12月21日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,061,193	4,926,083
流動資産合計	1,061,193	4,926,083
資産合計	1,061,193	4,926,083
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	1,059,938	4,921,636
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,255	4,447
（分配準備積立金）	15,104	24,209
元本等合計	1,061,193	4,926,083
純資産合計	1,061,193	4,926,083
負債純資産合計	1,061,193	4,926,083

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	第16期 平成29年12月22日 平成30年 6 月21日	自 至	第17期 平成30年 6 月22日 平成30年12月21日
営業収益				
有価証券売買等損益		210		697
営業収益合計		210		697
営業費用				
営業費用合計		-		-
営業利益又は営業損失（　）		210		697
経常利益又は経常損失（　）		210		697
当期純利益又は当期純損失（　）		210		697
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（　）		68		79
期首剰余金又は期首欠損金（　）		1,371		1,255
剰余金増加額又は欠損金減少額		807		4,324
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		807		4,324
剰余金減少額又は欠損金増加額		781		514
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		781		514
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（　）		1,255		4,447

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第17期 自 平成30年 6 月22日 至 平成30年12月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第16期 平成30年 6 月21日現在	第17期 平成30年12月21日現在
1. 元本状況		
期首元本額	1,000,000円	1,059,938円
期中追加設定元本額	631,498円	4,313,244円
期中一部解約元本額	571,560円	451,546円
2. 受益権の総数	1,059,938口	4,921,636口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第16期 自 平成29年12月22日 至 平成30年 6 月21日	第17期 自 平成30年 6 月22日 至 平成30年12月21日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第17期 自 平成30年 6 月22日 至 平成30年12月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、リスク管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第17期 平成30年12月21日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第16期（平成30年6月21日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	169
合計	169

第17期（平成30年12月21日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	671
合計	671

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第16期（平成30年6月21日現在）

該当事項はありません。

第17期（平成30年12月21日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第17期（自 平成30年6月22日 至 平成30年12月21日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第16期 平成30年6月21日現在	第17期 平成30年12月21日現在
1口当たり純資産額 1.0012円 「1口＝1円（10,000口＝10,012円）」	1口当たり純資産額 1.0009円 「1口＝1円（10,000口＝10,009円）」

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド	4,843,740	4,926,083	
合計 1銘柄			4,843,740	4,926,083	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース」に記載のとおりであります。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2018年12月末現在)

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース

資産総額	2,635,205,745 円
負債総額	6,540,670 円
純資産総額(-)	2,628,665,075 円
発行済数量	4,878,138,909 口
1単位当り純資産額(/)	0.5389 円

アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース

資産総額	212,929,011 円
負債総額	100,035 円
純資産総額(-)	212,828,976 円
発行済数量	333,243,729 口
1単位当り純資産額(/)	0.6387 円

アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）

資産総額	4,958,085 円
負債総額	9,999 円
純資産総額(-)	4,948,086 円
発行済数量	4,943,618 口
1単位当り純資産額(/)	1.0009 円

（参考）キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

資産総額	4,175,694,005 円
負債総額	9,019,513 円
純資産総額(-)	4,166,674,492 円
発行済数量	4,096,974,096 口
1単位当り純資産額(/)	1.0170 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換手続など

該当事項はありません。

2 受益者名簿

作成しません。

3 受益者に対する特典

ありません。

4 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等におい

て、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

8 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（注）委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

資本金の額：20億円（2018年12月末現在）

会社が発行する株式総数：12,800,000株

発行済株式総数：3,850,000株

最近5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

会社は、10名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

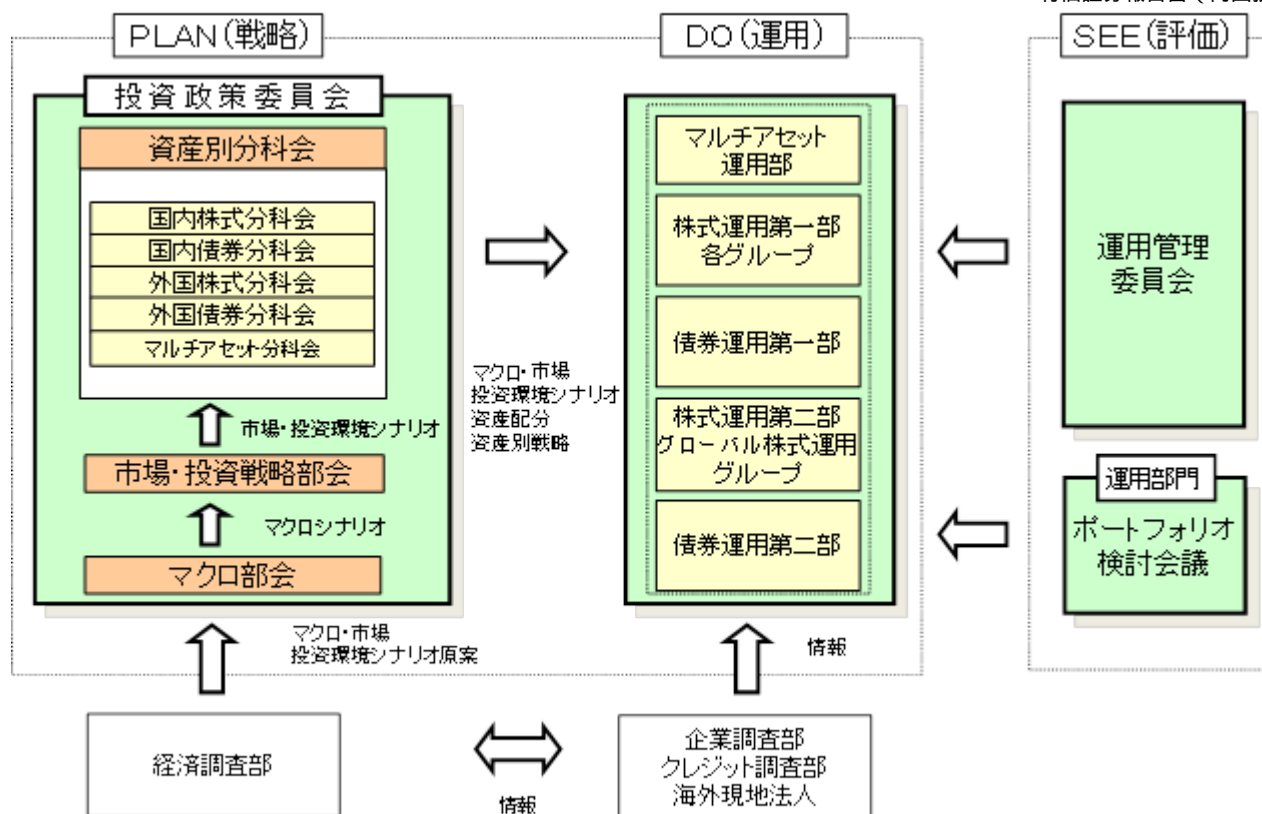
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は2名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。ただし、取締役副社長を置かない場合、専務取締役から代表取締役1名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は3日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の3分の2以上が出席し、その8分の5以上をもって行います。

< 投信運用の意思決定プロセス >



2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友フィナンシャルグループ）および大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）の戦略的提携により1999年4月1日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2018年12月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、397本であり、その純資産総額は、約3,189,292百万円です（なお、親投資信託120本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。）。

	本 数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	301	2,867,526
単位型株式投資信託	21	61,775
追加型公社債投資信託	-	-
単位型公社債投資信託	75	259,990
合計	397	3,189,292

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第46期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表及び、第47期中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

		第45期 (平成29年3月31日)	第46期 (平成30年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		21,770,643	21,360,895
前払費用		206,930	204,460
未収入金		7,453	12,823
未収委託者報酬		3,291,565	3,363,312
未収運用受託報酬		912,489	1,198,432
未収収益		50,722	41,310
繰延税金資産		447,651	504,497
その他		428	7,553
流動資産計		26,687,885	26,693,285
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	110,298	75,557
器具備品	1	66,464	122,169
土地		710	710
リース資産	1	10,562	7,275
有形固定資産計		188,035	205,712

無形固定資産

ソフトウェア	96,732	73,887
電話加入権	12,706	12,706
無形固定資産計	109,439	86,593

投資その他の資産

投資有価証券	6,783,747	10,257,600
関係会社株式	956,115	956,115
従業員長期貸付金	1,546	1,170
長期差入保証金	511,637	534,699
出資金	82,660	82,660
繰延税金資産	523,217	536,754
その他	192	-
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産計	8,838,366	12,348,249

固定資産計

9,135,840	12,640,555
-----------	------------

資産合計

35,823,726	39,333,840
------------	------------

(単位：千円)

第45期

第46期

(平成29年3月31日)

(平成30年3月31日)

負債の部

流動負債

リース債務	3,524	3,143
未払金	61,012	29,207
未払手数料	1,419,878	1,434,393
未払費用	1,150,008	1,287,722
未払法人税等	459,723	1,397,293
未払消費税等	26,700	135,042
賞与引当金	1,251,100	1,263,100
役員賞与引当金	82,900	85,600
その他	46,283	23,128
流動負債計	4,501,131	5,658,632

固定負債

リース債務	7,841	4,698
退職給付引当金	1,482,500	1,540,203
役員退職慰労引当金	93,560	88,050

固定負債計	1,583,902	1,632,952
負債合計	6,085,034	7,291,585

(単位：千円)

	第45期 (平成29年3月31日)	第46期 (平成30年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	26,100,773	28,387,042
利益剰余金合計	27,544,504	29,830,773
株主資本合計	29,700,773	31,987,042
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	37,917	55,213
評価・換算差額等合計	37,917	55,213
純資産合計	29,738,691	32,042,255
負債純資産合計	35,823,726	39,333,840

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第45期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	4,371,647	5,111,757
委託者報酬	28,124,470	26,383,145
その他営業収益	64,558	82,997
営業収益計	32,560,677	31,577,899
営業費用		
支払手数料	13,056,474	11,900,832

広告宣伝費	169,346	93,131
公告費	2,915	-
調査費		
調査費	1,331,709	1,637,364
委託調査費	3,213,013	2,959,680
委託計算費	137,135	79,120
営業雑経費		
通信費	39,943	42,497
印刷費	501,370	517,371
協会費	24,788	24,374
諸会費	2,492	3,778
その他	109,609	122,930
営業費用計	18,588,799	17,381,079
一般管理費		
給料		
役員報酬	209,010	218,127
給料・手当	2,852,929	2,809,008
賞与	129,064	86,028
退職金	32,873	9,864
福利厚生費	639,080	647,269
交際費	22,638	29,121
旅費交通費	142,966	159,224
租税公課	174,826	199,255
不動産賃借料	620,232	622,807
退職給付費用	217,625	219,724
固定資産減価償却費	57,699	71,624
賞与引当金繰入額	1,251,100	1,263,100
役員退職慰労引当金繰入額	38,169	36,130
役員賞与引当金繰入額	80,300	85,500
諸経費	564,747	901,001
一般管理費計	7,033,264	7,357,787
営業利益	6,938,613	6,839,032
営業外収益		
受取配当金	4,517	23,350
受取利息	675	199
投資有価証券売却益	6,051	6,350
業務委託関連引当金戻入	4,000	-
為替差益	123	-

その他	5,690	2,831
営業外収益計	21,058	32,732
営業外費用		
投資有価証券売却損	21,990	5,000
為替差損	-	1,784
その他	113	0
営業外費用計	22,103	6,784
経常利益	6,937,568	6,864,980
税引前当期純利益	6,937,568	6,864,980
法人税、住民税及び事業税	1,881,549	2,242,775
法人税等調整額	225,697	78,014
法人税等合計	2,107,247	2,164,761
当期純利益	4,830,321	4,700,218

（３）【株主資本等変動計算書】

第45期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	24,034,752
当期変動額						
剰余金の配当						2,764,300
当期純利益						4,830,321
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,066,021
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	26,100,773

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	25,478,483	27,634,752	27,182	27,182	27,661,934
当期変動額					
剰余金の配当	2,764,300	2,764,300			2,764,300
当期純利益	4,830,321	4,830,321			4,830,321
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			10,735	10,735	10,735
当期変動額合計	2,066,021	2,066,021	10,735	10,735	2,076,757
当期末残高	27,544,504	29,700,773	37,917	37,917	29,738,691

第46期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	26,100,773
当期変動額						
剰余金の配当						2,413,950
当期純利益						4,700,218
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,286,268
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,544,504	29,700,773	37,917	37,917	29,738,691
当期変動額					
剰余金の配当	2,413,950	2,413,950			2,413,950
当期純利益	4,700,218	4,700,218			4,700,218
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			17,295	17,295	17,295
当期変動額合計	2,286,268	2,286,268	17,295	17,295	2,303,564
当期末残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255

注記事項

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は総平均法により算出し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～30年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

第45期 (平成29年3月31日)	第46期 (平成30年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	1. 有形固定資産の減価償却累計額
建物 454,117千円	建物 465,964千円
器具備品 272,531千円	器具備品 266,621千円
リース資産 10,688千円	リース資産 8,719千円
2. 保証債務	2. 保証債務
被保証者 従業員	-
被保証債務の内容 住宅ローン	
金額 940千円	

（株主資本等変動計算書関係）

第45期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合 計	3,850	-	-	3,850

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,764,300	718	平成28年3月31日	平成28年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種 類	配当金 の総額 （千円）	配当の 原資	1株当た り配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通 株式	2,413,950	利益 剰余金	627	平成29年3月31日	平成29年6月24日

第46期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合 計	3,850	-	-	3,850

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,413,950	627	平成29年3月31日	平成29年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金 の総額 （千円）	配当の 原資	1株当た り配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通 株式	2,348,500	利益 剰余金	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。

その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

未収入金は、当社より他社へ出向している従業員給与等であり、1年以内の債権であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料、及び業務委託関連費用であります。

これらの債務は、全て1年以内の債務であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

なお、デリバティブ取引については行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（注2）を参照ください）。

第45期（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	21,770,643	21,770,643	-
（2）未収委託者報酬	3,291,565	3,291,565	-
（3）未収運用受託報酬	912,489	912,489	-
（4）未収入金	7,453	7,453	-
（5）投資有価証券 其他有価証券	6,732,611	6,732,611	-
資産計	32,714,763	32,714,763	-
（1）未払手数料	1,419,878	1,419,878	-
（2）未払費用（*）	891,704	891,704	-
負債計	2,311,583	2,311,583	-

（*）金融商品に該当するものを表示しております。

第46期（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	21,360,895	21,360,895	-
（2）未収委託者報酬	3,363,312	3,363,312	-
（3）未収運用受託報酬	1,198,432	1,198,432	-
（4）未収入金	12,823	12,823	-
（5）投資有価証券			

その他有価証券	10,206,465	10,206,465	-
資産計	36,141,929	36,141,929	-
(1) 未払手数料	1,434,393	1,434,393	-
(2) 未払費用（*）	959,074	959,074	-
負債計	2,393,468	2,393,468	-

（*）金融商品に該当するものを表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬及び（4）未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

（1）未払手数料、及び（2）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	第45期（平成29年3月31日）	第46期（平成30年3月31日）
（1）その他有価証券 非上場株式	51,135	51,135
（2）子会社株式 非上場株式	956,115	956,115
（3）長期差入保証金	511,637	534,699

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、（1）その他有価証券の非上場株式については2.（5）投資有価証券には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第45期（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	21,770,643	-	-	-
未収委託者報酬	3,291,565	-	-	-
未収運用受託報酬	912,489	-	-	-
未収入金	7,453	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	-	2,222,381	467,133	-
合計	25,982,151	2,222,381	467,133	-

第46期（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	21,360,895	-	-	-
未収委託者報酬	3,363,312	-	-	-
未収運用受託報酬	1,198,432	-	-	-

未収入金	12,823	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券の				
うち満期があるもの	1,923,400	373,466	657,576	-
合計	27,858,863	373,466	657,576	-

（有価証券関係）

1. 子会社株式

第45期（平成29年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第46期（平成30年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第45期（平成29年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	3,882,464	3,705,555	176,909
小計	3,882,464	3,705,555	176,909
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,850,146	2,972,404	122,257
小計	2,850,146	2,972,404	122,257
合計	6,732,611	6,677,959	54,652

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第46期（平成30年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,522,495	2,276,821	245,674
小計	2,522,495	2,276,821	245,674
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	7,683,969	7,850,063	166,093
小計	7,683,969	7,850,063	166,093
合計	10,206,465	10,126,884	79,580

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第45期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,105,918	6,051	21,990

第46期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	398,350	6,350	5,000

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	第45期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	第46期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	1,546,322	1,482,500
退職給付費用	149,442	147,235
退職給付の支払額	213,264	105,520
その他	-	15,987
退職給付引当金の期末残高	1,482,500	1,540,203

（注）その他は、転籍者の退職給付引当金受入れ額であります。

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	第45期 （平成29年3月31日）	第46期 （平成30年3月31日）
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	1,482,500	1,540,203
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,482,500	1,540,203
退職給付引当金	1,482,500	1,540,203
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,482,500	1,540,203

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 第45期 149,442千円 第46期 147,235千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第45期は68,183千円、第46期は72,489千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	第45期 （平成29年3月31日）	第46期 （平成30年3月31日）
(1)流動資産		
繰延税金資産		
未払事業税	12,099	71,030
賞与引当金	386,089	386,761
社会保険料	29,075	30,549
未払事業所税	4,693	4,247
その他	21,191	11,908
繰延税金資産合計	453,148	504,497
繰延税金負債		
その他	5,496	-
繰延税金負債合計	5,496	-
繰延税金資産の純額	447,651	504,497
(2)固定資産		
繰延税金資産		
退職給付引当金	454,152	471,610
投資有価証券	67,546	67,546
ゴルフ会員権	11,000	11,000
役員退職慰労引当金	28,748	26,961
その他	57,051	62,550
繰延税金資産小計	618,499	639,668
評価性引当額	78,546	78,546
繰延税金資産合計	539,952	561,121
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	16,734	24,367
繰延税金負債合計	16,734	24,367
繰延税金資産の純額	523,217	536,754

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第45期及び第46期は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下にあたるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第45期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	28,124,470	4,371,647	64,558	32,560,677

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第46期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	26,383,145	5,111,757	82,997	31,577,899

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

第45期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は職業	議決権 等の所有割合	関連当事 者との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	4,766,199	未払手数料	406,661
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	2,372,960	未払手数料	377,341

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第46期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は職業	議決権 等の所有割合	関連当事 者との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	3,987,525	未払手数料	573,578
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	1,969,101	未払手数料	273,241

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

（1株当たり情報）

	第45期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	7,724円34銭	8,322円66銭
1株当たり当期純利益金額	1,254円63銭	1,220円84銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第45期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益(千円)	4,830,321	4,700,218
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	4,830,321	4,700,218
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850	3,850

(重要な後発事象)

当社と三井住友アセットマネジメント株式会社との合併に関する主要株主間での基本合意について

平成30年5月11日付にて、当社及び三井住友アセットマネジメント株式会社の主要株主である株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、三井住友海上火災保険株式会社、及び住友生命保険相互会社が、当社と三井住友アセットマネジメント株式会社との合併に関する基本合意書を締結しました。

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

当中間会計期間 (平成30年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	18,749,227
前払費用	220,062
未収入金	134,890
未収委託者報酬	3,199,531
未収運用受託報酬	1,318,844
未収収益	40,355
その他	3,640
流動資産計	23,666,551
固定資産	
有形固定資産	
建物	1 304,462
器具備品	1 106,510
土地	710
リース資産	1 9,904
有形固定資産計	421,586
無形固定資産	103,187
投資その他の資産	
投資有価証券	11,160,853
関係会社株式	956,115
従業員長期貸付金	1,123

長期差入保証金	534,276
出資金	82,660
繰延税金資産	841,341
その他	945
貸倒引当金	20,750
投資その他の資産計	13,556,564
固定資産計	14,081,338
資産合計	37,747,889

（単位：千円）

当中間会計期間
（平成30年9月30日）

負債の部

流動負債

リース債務	3,727
未払金	66,584
未払手数料	1,372,290
未払費用	1,215,524
未払法人税等	754,735
未払消費税等	145,434
前受収益	43,935
賞与引当金	566,800
役員賞与引当金	36,000
その他	22,639

流動負債計 4,227,672

固定負債

リース債務	6,965
退職給付引当金	1,574,978
役員退職慰労引当金	100,760
資産除去債務	248,260

固定負債計 1,930,965

負債合計 6,158,637

（単位：千円）

当中間会計期間
(平成30年9月30日)

純資産の部

株主資本

資本金	2,000,000
-----	-----------

資本剰余金

資本準備金	156,268
-------	---------

資本剰余金合計	156,268
---------	---------

利益剰余金

利益準備金	343,731
-------	---------

その他利益剰余金

別途積立金	1,100,000
-------	-----------

繰越利益剰余金	27,961,448
---------	------------

利益剰余金合計	29,405,179
---------	------------

株主資本合計	31,561,448
--------	------------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	27,803
--------------	--------

評価・換算差額等合計	27,803
------------	--------

純資産合計	31,589,252
-------	------------

負債純資産合計	37,747,889
---------	------------

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

当中間会計期間
(自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)

営業収益

委託者報酬	12,879,465
-------	------------

運用受託報酬	2,302,085
--------	-----------

その他営業収益	34,382
---------	--------

営業収益計	15,215,933
-------	------------

営業費用

一般管理費	1	3,616,813
-------	---	-----------

営業利益	2,819,632
------	-----------

営業外収益

受取配当金	14,987
-------	--------

受取利息	89
------	----

投資有価証券売却益	4,775
-----------	-------

雑収入	635
-----	-----

営業外収益計		20,488
営業外費用		
投資有価証券売却損		4,300
為替差損		224
その他		389
営業外費用計		4,914
経常利益		2,835,206
特別損失	2	21,700
税引前中間純利益		2,813,506
法人税、住民税及び事業税		678,594
法人税等調整額		212,006
法人税等合計		890,600
中間純利益		1,922,905

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30

（単位：千円）

日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042
当中間期変動額						
剰余金の配当						2,348,500
中間純利益						1,922,905
株主資本以外の 項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動 額 合計	-	-	-	-	-	425,594
当中間期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	27,961,448

有価証券報告書（内国投資信託）

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255
当中間期変動額					
剰余金の配当	2,348,500	2,348,500			2,348,500
中間純利益	1,922,905	1,922,905			1,922,905
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			27,409	27,409	27,409
当中間期変動額合計	425,594	425,594	27,409	27,409	453,003
当中間期末残高	29,405,179	31,561,448	27,803	27,803	31,589,252

注記事項

（重要な会計方針）

1．資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (1)子会社株式 …総平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの…総平均法による原価法
2．固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物2年～30年、器具備品4年～15年 （会計上の見積りの変更） 当中間会計期間において、当社と三井住友アセットマネジメント株式会社（以下「SMAM」）との間で合併契約を締結したことに伴い、将来利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。 これにより、従来の方法に比べて、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ2,226千円減少しております。 (2)無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 (3)所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間の負担額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

（追加情報）

当社とS M A Mとの間での合併契約の締結について

当社は、平成30年9月27日開催の当社取締役会において、当社とS M A Mとの間で合併契約を締結することについて決議し、平成30年9月28日付で締結しました。また、平成30年10月31日に当社臨時株主総会において当該合併契約の承認を得ております。

1. 企業結合の概要

(1)吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の名称及び事業の内容

吸収合併存続会社の名称	三井住友アセットマネジメント株式会社
事業の内容	投資運用業、投資助言・代理業等
吸収合併消滅会社の名称	大和住銀投信投資顧問株式会社
事業の内容	投資運用業、投資助言・代理業等

(2)企業結合を行う主な理由

資産運用ビジネスはグローバルに成長拡大しており、お客さまから求められる運用力やサービスはますます高度化しております。本件合併は、このようなお客さまからのニーズに対応するために、両運用会社の持つ強み・ノウハウを結集した、フィデューシャリー・デューティーに基

づく最高品質の運用パフォーマンスとサービスを提供する資産運用会社の実現を図るものであります。

(3)企業結合日

平成31年4月1日（予定）

(4)企業結合の法的形式

当社を消滅会社とし、S M A Mを存続会社とする吸収合併方式であります。

(5)結合後企業の名称

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

(6)取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)の考え方にに基づき、S M A Mを取得企業としております。

2．合併比率及びその算定方法並びに交付予定の株式数

(1)合併比率

当社の普通株式1株に対し、S M A Mの普通株式4.2156株を割当て交付いたします。

(2)合併比率の算定方法

当社はP w C アドバイザリー合同会社を、S M A MはE Y トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し、各第三者算定機関による算定結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に協議を重ねた結果、合併比率が妥当であるとの判断し、合意に至ったものであります。

(3)交付株式数

普通株式：16,230,060株

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間（平成30年9月30日）	
1．有形固定資産の減価償却累計額	781,783千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）		
1．減価償却実施額	有形固定資産	40,478千円
	無形固定資産	16,211千円

2．特別損失	合併関連費用	21,700千円
合併関連費用は、当社とS M A Mとの合併に関する業務委託費用等であります。		

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（千株）	3,850	-	-	3,850

2．配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,348,500	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

（金融商品関係）

当中間会計期間（平成30年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（（注2）をご参照ください。）

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	18,749,227	18,749,227	-
(2) 未収委託者報酬	3,199,531	3,199,531	-
(3) 未収運用受託報酬	1,318,844	1,318,844	-
(4) 未収入金	134,890	134,890	-
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	11,109,717	11,109,717	-
(6) 長期差入保証金	519,765	519,765	-
資産計	35,031,976	35,031,976	-
(1) 未払手数料	1,372,290	1,372,290	-
(2) 未払費用	878,527	878,527	-

負債計	2,250,818	2,250,818	-
-----	-----------	-----------	---

（ ）金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(6) 長期差入保証金

敷金の性質及び賃貸借契約の期間から、時価は当該帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料及び(2) 未払費用

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
(1) 其他有価証券 非上場株式	51,135
(2) 子会社株式 非上場株式	956,115
(3) 長期差入保証金	14,511

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間（平成30年9月30日）

1.子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.其他有価証券

区 分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 証券投資信託の受益証券	5,053,937	4,797,266	256,671
小計	5,053,937	4,797,266	256,671
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 証券投資信託の受益証券	6,055,780	6,272,376	216,596
小計	6,055,780	6,272,376	216,596
合計	11,109,717	11,069,643	40,074

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（平成30年9月30日）

デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

当中間会計期間 （自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）	
期首残高	-
見積りの変更による増加額（注）	248,260
中間期末残高	248,260

（注）主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等について、当中間会計期間において、新たな情報の入手に伴い合理的な見積りが可能となったため、使用見込期間を当該契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を計上しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1.サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	12,879,465	2,302,085	34,382	15,215,933

2.地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
(１) 1株当たり純資産額	8,205円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	31,589,252
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-

普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	31,589,252
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(千株)	3,850

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	499円46銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	1,922,905
普通株式に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	1,922,905
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

大和住銀投信投資顧問株式会社は、関係当局の認可等を得ることを前提に、2019年4月1日に三井住友アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社となる予定です。

(2) 訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 2018年9月末現在	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要 >

・ 資本金：51,000百万円（2018年9月末現在）

・ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

・ 再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 投資顧問会社

名称

ピムコジャパンリミテッド

資本金の額

2018年12月末現在：1,341万米ドル（約1,488百万円）

（注）米ドルの円貨換算は、2018年12月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝111.00円）によります。

事業の内容

金融商品取引法に基づき投資運用業等を営んでいます。

(3) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2018年9月末現在	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996	銀行法に基づき、監督官庁の免許を受け銀行業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	10,000	

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2)投資顧問会社

委託会社より、運用の指図に関する権限の一部の委託を受けて運用の指図および実行を行います。

(3)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

受託会社の三井住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.08%の株式を保有しています。

(2)販売会社

株式会社三井住友銀行およびS M B C 日興証券株式会社の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループは、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の48.96%の株式を保有しています。

第3【参考情報】

当計算期間において、本ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
臨時報告書	平成30年6月29日

有価証券届出書	平成30年 9 月21日
有価証券報告書	平成30年 9 月21日
臨時報告書	平成30年 9 月28日
臨時報告書	平成30年10月 5 日
臨時報告書	平成30年10月 5 日

独立監査人の監査報告書

平成30年 6 月 5 日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯 田 浩 司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 梅 津 広 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成30年5月11日付にて、会社及び三井住友アセットマネジメント株式会社の主要株主が、会社と三井住友アセットマネジメント株式会社との合併に関する基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年1月25日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コースの平成30年6月22日から平成30年12月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コースの平成30年12月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年1月25日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ハイ・インカム・ファンド・円コースの平成30年6月22日から平成30年12月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コースの平成30年12月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年1月25日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ハイ・インカム・ファンド（マネーブルファンド）の平成30年6月22日から平成30年12月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネーブルファンド）の平成30年12月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１） 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注２） XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年12月 3 日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯 田 浩 司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 栄 裕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第47期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、平成30年9月27日開催の会社の取締役会において、会社と三井住友アセットマネジメント株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、平成30年9月28日付で締結した。また、平成30年10月31日に会社の臨時株主総会において当該合併契約の承認を得ている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注 1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注 2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。